

東海第二発電所 審査資料	
資料番号	SA 技-C-1 改 115
提出年月日	平成 29 年 3 月 12 日

東海第二発電所

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について

平成 30 年 3 月
日本原子力発電株式会社

本資料のうち、 は商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。

1. 重大事故等対策
 - 1.0 重大事故等対策における共通事項
 - 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等
 - 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
 - 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等
 - 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
 - 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等
 - 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等
 - 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等
 - 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等
 - 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等
 - 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等
 - 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等
 - 1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等
 - 1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等
 - 1.14 電源の確保に関する手順等
 - 1.15 事故時の計装に関する手順等
 - 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等
 - 1.17 監視測定等に関する手順等
 - 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等
 - 1.19 通信連絡に関する手順等

2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの
対応における事項

2.1 可搬型設備等による対応

1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等

< 目 次 >

1.1.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

(2) 対応手段と設備の選定の結果

a. フロントライン系故障時の対応手段及び設備

(a) 原子炉緊急停止

(b) 選択制御棒挿入機構による原子炉出力抑制

(c) 原子炉再循環系ポンプ停止による原子炉出力抑制

(d) 自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止

(e) ほう酸水注入

(f) 原子炉水位低下による原子炉出力抑制

(g) 制御棒挿入

(h) 重大事故等対処設備と自主対策設備

b. 手順等

1.1.2 重大事故等時の手順

1.1.2.1 フロントライン系故障時の対応手順

(1) 非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）原子炉制御「スクラム」（原子炉出力）

(2) 非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）原子炉制御「反応度制御」

(3) 重大事故等時の対応手段の選択

1.1.2.2 その他の手順項目について考慮する手順

添付資料1.1.1 審査基準，基準規則と対処設備との対応表

添付資料1.1.2 対応手段として選定した設備の電源構成図

添付資料1.1.3 原子炉スクラム信号一覧表

- 添付資料1.1.4 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能） 説明図
- 添付資料1.1.5 A T W S 緩和設備（代替原子炉再循環系ポンプトリップ機能） 説明図
- 添付資料1.1.6 重大事故対策の成立性
1. 非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）原子炉制御「反応度制御」
 - (1) スクラム・パイロット弁計器用空気系排気
 - (2) スクラム個別スイッチによる制御棒挿入
 - (3) 制御棒駆動水圧系引抜配管ベント弁による排水
- 添付資料1.1.7 中性子束振動が発生した場合の対応について
- 添付資料1.1.8 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等における設定根拠の考え方について
- 添付資料1.1.9 原子炉手動スクラムにおける設備の位置付けについて
- 添付資料1.1.10 非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）原子炉制御「反応度制御」における優先順位の考え方について
- 添付資料1.1.11 手順のリンク先について
- 添付資料1.1.12 技術的能力における設備名称の括弧書きの記載方針について

1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等

【要求事項】

発電用原子炉設置者において、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

- 1 「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象のおそれがある場合」とは、発電用原子炉を緊急停止していなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力又は原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合のことをいう。
- 2 「発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
 - (1) 沸騰水型原子炉(BWR)及び加圧水型原子炉(PWR)共通
 - a) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象のおそれがある場合」に、手動による原子炉の緊急停止操作を実施すること。
 - (2) BWR
 - a) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象のおそれがある場合」に、原子炉出力を制御するため、原子炉冷却

材再循環ポンプが自動停止しない場合は、手動で停止操作を実施すること。

b) 十分な反応度制御能力を有するほう酸水注入設備（SLCS）を起動する判断基準を明確に定めること。

c) 発電用原子炉を緊急停止することができない事象の発生時に不安定な出力振動が検知された場合には、ほう酸水注入設備（SLCS）を作動させること。

(3) PWR

a) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象のおそれがある場合」に、原子炉出力を抑制するため、補助給水系ポンプが自動起動しない場合又はタービンが自動停止しない場合は、手動操作により実施すること。

b) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象のおそれがある場合」に、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備による十分な量のほう酸水注入を実施すること。

運転時の異常な過渡変化時において、発電用原子炉を停止させるための設計基準事故対処設備は、原子炉緊急停止系である。

この設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するための対処設備を整備する。ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。

1.1.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

運転時の異常な過渡変化により発電用原子炉の緊急停止が必要な状況における設計基準事故対処設備として、原子炉緊急停止系を設置している。

この設計基準事故対処設備が故障した場合は、その機能を代替するために、設計基準事故対処設備が有する機能、相互関係を明確にした（以下「機能喪失原因対策分析」という。）上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.1-1図）。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備^{※1}を選定する。

※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。

選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第四十四条及び技術基準規則第五十九条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。

(2) 対応手段と設備の選定の結果

機能喪失原因対策分析の結果、運転時の異常な過渡変化時のフロントライン系故障として、原子炉緊急停止系の故障による機能喪失を想定する。サポート系故障（駆動源喪失）は、原子炉緊急停止系の電源又は計器用空気が喪失することにより制御棒が挿入されることから想定しない。

設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び審査基準、基準規則からの要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。

なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第1.1-1表に整理する。

a. フロントライン系故障時の対応手段及び設備

(a) 原子炉緊急停止

運転時の異常な過渡変化時において、原子炉緊急停止（原子炉スクラム）ができない事象（以下「ATWS」という。）が発生するおそれがある場合又はATWSが発生した場合に、原子炉手動スクラム又は代替制御棒挿入機能による制御棒挿入により、発電用原子炉を緊急停止する手段がある。

i) 原子炉手動スクラム

中央制御室から手動により発電用原子炉を緊急停止する。

原子炉手動スクラムに使用する設備は以下のとおり。

- ・手動スクラム・スイッチ
- ・原子炉モード・スイッチ「停止」
- ・制御棒
- ・制御棒駆動機構
- ・制御棒駆動系水圧制御ユニット

ii) 代替制御棒挿入機能による制御棒挿入

代替制御棒挿入機能は、原子炉圧力高又は原子炉水位異常低下（レベル2）設定点の信号により作動し、自動で全制御棒を挿入する。また、上記「1.1.1(2) a. (a) i) 原子炉手動スクラム」を実施しても全制御棒全挿入又は最大未臨界引抜位置（全制御棒“02”位置）^{*2}を確認できない場合は、中央制御室からの手動操作により代替制御棒挿入機能を作動させ、全制御棒を挿入すること

で発電用原子炉を緊急停止する。

代替制御棒挿入機能による制御棒挿入で使用する設備は以下のとおり。

- ・ A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）
- ・ A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能） 手動スイッチ
- ・ 制御棒
- ・ 制御棒駆動機構
- ・ 制御棒駆動系水圧制御ユニット

※2：冷温停止を達成するために全制御棒を挿入しなければならない制御棒位置。

（添付資料1.1.9）

(b) 選択制御棒挿入機構による原子炉出力抑制

A T W S が発生した場合に、選択制御棒挿入機構により制御棒を挿入し原子炉出力を抑制する手段がある。

i) 選択制御棒挿入機構による原子炉出力抑制

低炉心流量高出力領域に入った場合に原子炉出力を制御し、安定性の余裕を確保するため、あらかじめ選択された制御棒を自動で挿入する。また、上記「1.1.1(2) a. (a) i) 原子炉手動スクラム」及び「1.1.1(2) a. (a) ii) 代替制御棒挿入機能による制御棒挿入」を実施しても全制御棒全挿入又は最大未臨界引抜位置（全制御棒“02”位置）を確認できない場合は、中央制御室からの手動操作により選択制御棒挿入機構を作動させ、あらかじめ選択された制御棒を挿入する。

選択制御棒挿入機構による原子炉出力抑制で使用する設備は以下のとおり。

- ・ 選択制御棒挿入機構
- ・ 制御棒
- ・ 制御棒駆動機構
- ・ 制御棒駆動系水圧制御ユニット

(c) 原子炉再循環系ポンプ停止による原子炉出力抑制

A T W S が発生した場合に、代替原子炉再循環系ポンプトリップ機能又は原子炉再循環系ポンプの手動停止により、原子炉出力を抑制する手段がある。

i) 原子炉再循環系ポンプ停止による原子炉出力抑制

代替原子炉再循環系ポンプトリップ機能は、原子炉圧力高又は原子炉水位異常低下（レベル2）設定点の信号により作動し、自動で原子炉再循環系ポンプを停止させて、炉心流量を低下し発電用原子炉内のボイド率が上昇することにより原子炉出力を抑制する。原子炉再循環系ポンプが自動で停止しない場合は、中央制御室からの手動操作により原子炉再循環系ポンプを停止し、原子炉出力を抑制する。

原子炉再循環系ポンプ停止による原子炉出力抑制で使用する設備は以下のとおり。

- ・ A T W S 緩和設備（代替原子炉再循環系ポンプトリップ機能）
- ・ 原子炉再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ
- ・ 低速度用電源装置遮断器手動スイッチ

(d) 自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止

A T W S が発生した場合に、自動減圧系の起動阻止スイッチにより、発電用原子炉の自動による減圧を防止する手段がある。

i) 自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止

上記「1.1.1(2) a. (c) i) 原子炉再循環系ポンプ停止による原子炉出力抑制」により原子炉出力を抑制した後、自動減圧系の起動阻止スイッチにより自動減圧系及び過渡時自動減圧機能の自動起動を阻止し、発電用原子炉の自動減圧による原子炉压力容器への冷水注水量増加に伴う原子炉出力の急上昇を防止する。

自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止で使用する設備は以下のとおり。

- ・自動減圧系の起動阻止スイッチ

(e) ほう酸水注入

A T W S が発生した場合に、ほう酸水を注入することにより発電用原子炉を未臨界にする手段がある。

i) ほう酸水注入

上記「1.1.1(2) a. (d) i) 自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止」を実施した後、サプレッション・プール水温度が原子炉出カ-サプレッション・プール水温度相関曲線の「ほう酸水注入系起動領域」に近接した場合に、中央制御室からの手動操作により十分な反応度制御能力を有するほう酸水注入系を起動し、ほう酸水を注入することで発電用原子炉を未臨界にする。

また、A T W S 発生時に不安定な出力振動（以下「中性子束振動」という。）を確認^{*3}した場合は、ほう酸水注入系によりほう酸水を注入することとしている。

ほう酸水注入で使用する設備は以下のとおり。

- ・ほう酸水注入ポンプ
- ・ほう酸水貯蔵タンク

※3：複数の平均出力領域計装指示値が2秒～3秒周期で振動し、最大振幅が20%を超えた場合又は複数の局所出力領域計装指示値が2秒～3秒周期で振動し、最大振幅が10%を超えた場合に中性子束振動と判断する。

(添付資料1.1.7)

(f) 原子炉水位低下による原子炉出力抑制

A T W S が発生した場合に、原子炉圧力容器内の水位を低下させることにより原子炉出力を抑制する手段がある。

i) 原子炉水位低下による原子炉出力抑制

上記「1.1.1(2) a. (c) i) 原子炉再循環系ポンプ停止による原子炉出力抑制」を実施しても、原子炉出力が55%以上の場合又は発電用原子炉が隔離状態において、原子炉出力が3%以上の場合に、中央制御室からの手動操作にて原子炉圧力容器内の水位を低下させることにより、原子炉冷却材の自然循環に必要な水頭圧が低下し自然循環流量を減少させ、発電用原子炉内のボイド率を上昇させて原子炉出力を抑制する。なお、原子炉隔離時冷却系ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ポンプが自動起動した場合は、これらの系統による原子炉水位制御を優先し実施する。

原子炉水位低下による原子炉出力抑制で使用する設備は以下のとおり。

- ・タービン駆動給水ポンプ
- ・電動駆動給水ポンプ
- ・給水制御系
- ・原子炉隔離時冷却系ポンプ
- ・高圧炉心スプレイ系ポンプ

(g) 制御棒挿入

A T W Sが発生した場合に，上記「1.1.1(2) a. (a) i) 原子炉手動スクラム」及び「1.1.1(2) a. (a) ii) 代替制御棒挿入機能による制御棒挿入」を実施しても全制御棒全挿入又は最大未臨界引抜位置（全制御棒“02”位置）を確認できない場合は，手動操作による制御棒挿入により制御棒を挿入する手段がある。

i) 制御棒挿入

中央制御室でのスクラム・パイロット弁継電器用ヒューズの引抜き操作，現場でのスクラム・パイロット弁計器用空気系の排気操作，現場でのスクラム個別スイッチの操作，中央制御室からの手動操作による制御棒挿入又は現場での制御棒駆動水圧系引抜配管ベント弁からの排水操作により制御棒を挿入する。

制御棒挿入で使用する設備は以下のとおり。

- ・スクラム・パイロット弁継電器用ヒューズ
- ・スクラム・パイロット弁計器用空気系配管・弁
- ・スクラム個別スイッチ
- ・制御棒手動操作系
- ・制御棒駆動系配管・弁
- ・制御棒
- ・制御棒駆動機構
- ・制御棒駆動系水圧制御ユニット

(h) 重大事故等対処設備と自主対策設備

「1.1.1(2) a. (a) 原子炉緊急停止」で使用する設備のうち，A T W S緩和設備（代替制御棒挿入機能），A T W S緩和設備（代替制

御棒挿入機能) 手動スイッチ, 制御棒, 制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは重大事故等対処設備として位置付ける。

「1.1.1(2) a. (b) 選択制御棒挿入機構による原子炉出力抑制」で使用する設備のうち, 制御棒, 制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは重大事故等対処設備として位置付ける。

「1.1.1(2) a. (c) 原子炉再循環系ポンプ停止による原子炉出力抑制」で使用する設備のうち, A T W S 緩和設備 (代替原子炉再循環系ポンプトリップ機能), 原子炉再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ及び低速度用電源装置遮断器手動スイッチは重大事故等対処設備として位置付ける。

「1.1.1(2) a. (d) 自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止」で使用する設備のうち, 自動減圧系の起動阻止スイッチは重大事故等対処設備として位置付ける。

「1.1.1(2) a. (e) ほう酸水注入」で使用する設備のうち, ほう酸水注入ポンプ及びほう酸水貯蔵タンクは重大事故等対処設備として位置付ける。

「1.1.1(2) a. (f) 原子炉水位低下による原子炉出力抑制」で使用する設備のうち, 原子炉隔離時冷却系ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ポンプは重大事故等対処設備として位置付ける。

「1.1.1(2) a. (g) 制御棒挿入」で使用する設備のうち, 制御棒, 制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は, 審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

(添付資料1.1.1)

以上の重大事故等対処設備により、発電用原子炉を緊急に停止できない場合においても原子炉出力を抑制し、発電用原子炉を未臨界に移行することができる。

また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。

- ・手動スクラム・スイッチ及び原子炉モード・スイッチ「停止」

運転時の異常な過渡変化時において、発電用原子炉が自動スクラムしなかった場合に、手動スクラム・スイッチの操作及び原子炉モード・スイッチを「停止」位置に切り替える操作により制御棒のスクラム動作を可能とするための設計基準事故対処設備であり、原子炉緊急停止系の回路を共有しているため、重大事故等対処設備とは位置付けない。

- ・選択制御棒挿入機構

あらかじめ選択された制御棒を自動的に挿入する機能であり、ATWS発生時の状況によっては発電用原子炉の未臨界の維持は困難であるが、原子炉出力を抑制する手段として有効である。

- ・タービン駆動給水ポンプ、電動駆動給水ポンプ及び給水制御系

耐震SクラスではなくS_s機能維持を担保できないが、原子炉圧力容器への注水量の調整が可能であれば、原子炉圧力容器内の水位を低下させることができ、原子炉出力を抑制する手段として有効である。なお、原子炉隔離時冷却系ポンプ及び高压炉心スプレイ系ポンプが自動起動した場合は、これらの系統による原子炉水位制御を優先する。

- ・スクラム・パイロット弁継電器用ヒューズ

全制御棒全挿入完了までに時間を要し、想定する事故シーケンスグループに対して有効性を確認できないが、スクラム・パイロット弁電磁コイルの電源を遮断することで、制御棒をスクラム動作させられるため、制御棒を挿入する手段として有効である。

- ・スクラム・パイロット弁計器用空気系配管・弁

全制御棒全挿入完了までに時間を要し、想定する事故シーケンスグループに対して有効性を確認できないが、現場に設置してある計器用空気系配管内の計器用空気を排出し、スクラム弁ダイヤフラムの空気圧を喪失させることでスクラム弁を開とすることが可能であることから、制御棒を挿入する手段として有効である。

- ・スクラム個別スイッチ

全制御棒全挿入完了までに時間を要し、想定する事故シーケンスグループに対して有効性を確認できないが、現場に設置してある当該スイッチを操作することで制御棒のスクラム動作が可能であることから、制御棒を挿入する手段として有効である。

- ・制御棒手動操作系

全制御棒全挿入完了までに時間を要し、想定する事故シーケンスグループに対して有効性を確認できないが、制御棒を手動にて挿入する手段として有効である。

- ・制御棒駆動系配管・弁

制御棒駆動系配管にホースを接続し、制御棒駆動水圧系引抜

配管ベント弁から排水するため、全制御棒全挿入完了までに時間を要し、想定する事故シーケンスグループに対して有効性を確認できないが、制御棒を挿入する手段として有効である。

b. 手順等

上記「a. フロントライン系故障時の対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

この手順は、ATWS時における運転員等^{※4}による一連の対応操作として、「非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）」、「非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース）」及び「AM設備別操作手順書」に定める（第1.1-1表）。

また、事故時に監視が必要となる計器及び事故時に給電が必要となる設備についても整備する（第1.1-2表、第1.1-3表）。

※4 運転員等：運転員（当直運転員）及び重大事故等対応要員（運転操作対応）をいう。

（添付資料1.1.2）

1.1.2 重大事故等時の手順

1.1.2.1 フロントライン系故障時の対応手順

- (1) 非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）原子炉制御「スクラム」（原子炉出力）

運転時の異常な過渡変化時において、原子炉自動スクラム信号が発信した場合又は原子炉手動スクラムを実施した場合は、スクラムの成否を確認するとともに、原子炉モード・スイッチを「停止」位置に切り替えることにより原子炉スクラムを確実にする。

a. 手順着手の判断基準

以下のいずれかの状況に至った場合。

- ①原子炉自動スクラム信号が発信した場合
- ②原子炉手動スクラムを実施した場合

b. 操作手順

非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）原子炉制御「スクラム」（原子炉出力）における手順の概要は以下のとおり。手順の成功は、制御棒位置表示が挿入されていること又は原子炉出力が低下していることにより確認する。

タイムチャートを第1.1-2図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に原子炉スクラム状況の確認を指示する。
- ②運転員等は中央制御室にて、スクラム警報の発生の有無、制御棒の挿入状態及び原子炉出力の低下の状況を状態表示等により確認し、発電長に報告する。
- ③発電長は、運転員等に原子炉スクラムが成功していない場合は、手動スクラム・スイッチによる原子炉手動スクラムを指示する。
- ④運転員等は中央制御室にて、原子炉スクラムが成功していない場合は、手動スクラム・スイッチにより原子炉手動スクラムを実施し、発電長に報告する。
- ⑤発電長は、運転員等に原子炉モード・スイッチを「停止」位置に切り替えるように指示する。
- ⑥運転員等は中央制御室にて、原子炉モード・スイッチを「停止」位置に切替えを実施し、発電長に報告する。
- ⑦発電長は、上記④及び⑥の操作を実施しても全制御棒が全挿入位置とならず、最大未臨界引抜位置（全制御棒“02”位置）まで挿入

されない場合は、A T W S と判断し、非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）原子炉制御「反応度制御」への移行を運転員等に指示する。

c. 操作の成立性

上記の中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて実施した場合、作業開始を判断してから非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）原子炉制御「反応度制御」への移行まで2分以内と想定する。

中央制御室に設置されている操作盤からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。

(2) 非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）原子炉制御「反応度制御」

A T W S 発生時に、発電用原子炉を安全に停止させる。

a. 手順着手の判断基準

以下のいずれかの状況に至った場合。

- ①非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）原子炉制御「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置（全制御棒“02”位置）まで挿入されない場合
- ②非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）原子炉制御「スクラム」（原子炉出力）において、制御棒位置指示が確認できない場合

b. 操作手順

非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）原子炉制御「反応度制御」における手順の概要は以下のとおり。

概要図を第1.1-3図及び第1.1-4図に、原子炉出カーサプレッション・プール水温度相関曲線を第1.1-5図に、タイムチャートを第1.1-6図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に平均出力領域計装の確認を指示し、平均出力領域計装指示値が3%以上の場合

は、代替原子炉再循環系ポンプトリップ機能による原子炉再循環系ポンプの自動トリップの状況を確認するように指示する。

②運転員等は中央制御室にて、代替原子炉再循環系ポンプトリップ機能による原子炉再循環系ポンプの自動トリップ状況を状態表示等により確認し、発電長に報告する。

③発電長は、運転員等に代替原子炉再循環系ポンプトリップ機能が作動していない場合は、原子炉再循環系ポンプを手動で停止するように指示する。

④運転員等は中央制御室にて、手動操作により原子炉再循環系ポンプの停止を実施し、発電長に報告する。

⑤発電長は、運転員等に自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止操作を指示する。

⑥運転員等は中央制御室にて、自動減圧系の起動阻止スイッチにより、自動減圧系及び過渡時自動減圧機能の自動起動阻止操作を実施し、発電長に報告する。

⑦発電長は、運転員等に自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止操作が完了した後、ほう酸水注入系の起動操作、原子炉水位低下操作、制御棒の挿入操作を同時に行うことを指示する。なお、同時に実施することが不可能な場合は、ほう酸水注入系の起動操作、原子炉水位低下操作、制御棒の挿入操作の順で優先させる。

【ほう酸水注入系の起動操作】

⑧発電長は、運転員等にサプレッション・プール水温度が原子炉出力ーサプレッション・プール水温度相関曲線の「ほう酸水注入系起動領域」に近接した場合又は中性子束振動が確認された場合に、ほう

酸水注入系の起動操作を指示する。

⑨運転員等は中央制御室にて、ほう酸水注入ポンプ（A）又はほう酸水注入ポンプ（B）の起動操作（ほう酸水注入系起動用キー・スイッチを「SYS A」位置（B系を起動する場合は、「SYS B」位置）にする。）を実施することにより、ほう酸水貯蔵タンク出口弁及びほう酸水注入系爆破弁が開となり、ほう酸水注入ポンプ（A）又はほう酸水注入ポンプ（B）が起動し、原子炉圧力容器へのほう酸水注入が開始されたことをほう酸水貯蔵タンク液位の低下、平均出力領域計装指示値及び起動領域計装指示値の低下により確認した後、発電長に報告する。

⑩発電長は、運転員等に逃がし安全弁からの蒸気流入によるサブプレッション・プール水温度の上昇を抑制するため、残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）ポンプの起動を指示する。

⑪運転員等は中央制御室にて、残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）ポンプを起動し、発電長に報告する。

⑫発電長は、サブプレッション・プール水温度指示値が106℃に近接した場合は、運転員等にサブプレッション・チェンバを水源として運転している原子炉隔離時冷却系の停止操作を指示する。

⑬運転員等は中央制御室にて、手動操作により原子炉隔離時冷却系の停止操作を実施し、発電長に報告する。

【原子炉水位低下操作】

⑭発電長は、平均出力領域計装指示値が55%以上の場合又は発電用原子炉が隔離状態において平均出力領域計装指示値が3%以上の場合に、運転員等に原子炉水位低下操作を指示する。

⑮運転員等は中央制御室にて、平均出力領域計装指示値が55%以上

の場合又は発電用原子炉が隔離状態において平均出力領域計装指示値が3%以上の場合は、給水系（タービン駆動給水ポンプ及び電動駆動給水ポンプ）、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の注水量を減少させ、原子炉水位異常低下（レベル2）設定点を下限とし、原子炉圧力容器内の水位を低下させることで原子炉出力を平均出力領域計装指示値で3%未満に維持した後、発電長に報告する。なお、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系が自動起動した場合は、これらの系統による原子炉水位制御を優先し実施する。

- ⑩運転員等は中央制御室にて、原子炉出力を平均出力領域計装指示値で3%未満に維持できない場合は、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位異常低下（レベル1）設定点より+500mm～+1,500mmに維持するように原子炉水位低下操作を実施し、発電長に報告する。

【制御棒の挿入操作】

- ⑪発電長は、運転員等に制御棒の挿入操作を指示する。
- ⑫運転員等は中央制御室又は原子炉建屋原子炉棟にて、以下の操作により制御棒の挿入を実施し、発電長に報告する。なお、以下の操作は全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置（全制御棒“02”位置）まで挿入された時点で、操作を完了する。
- ・スクラム弁が閉の場合には、以下の操作を実施する。
 - i) 中央制御室にて、代替制御棒挿入機能を手動で作動させる。
 - ii) 中央制御室にて、選択制御棒挿入機構を手動で作動させる。
 - iii) 中央制御室にて、スクラム・パイロット弁継電器用ヒュー

ズの引抜き操作を実施する。

iv) 原子炉建屋原子炉棟にて、スクラム・パイロット弁計器用空気系の排気操作を実施する。

・スクラム弁が開の場合には、以下の操作を実施する。

i) 中央制御室にて、原子炉スクラムをリセットした後、手動スクラム・スイッチによる原子炉手動スクラムを実施する。

ii) 中央制御室にて、原子炉スクラムをリセットした後、原子炉建屋原子炉棟にて、スクラム個別スイッチによるスクラム操作を実施する。

iii) 中央制御室にて、原子炉圧力容器内の圧力と制御棒駆動水圧系駆動水圧力の差圧を確保し、手動操作による制御棒挿入を実施する。原子炉圧力容器内の圧力と制御棒駆動水圧系駆動水圧力の差圧が確保できない場合は、制御棒駆動水ポンプの予備機起動又は原子炉建屋原子炉棟にて、アキュムレータ充填水ヘッド元弁を閉とする。

iv) 原子炉建屋原子炉棟にて、制御棒駆動水圧系引抜配管ベント弁からの排水を実施し、制御棒を挿入する。

⑱発電長は、運転員等に上記⑱の操作により全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置（全制御棒“02”位置）までの挿入に成功した場合は、ほう酸水注入ポンプの停止を指示する。

制御棒が挿入できない場合は、ほう酸水の全量注入完了を確認し、ほう酸水注入ポンプの停止を指示する。

⑳運転員等は中央制御室にて、全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置（全制御棒“02”位置）までの挿入に成功した場合に、

ほう酸水注入ポンプ（A）又はほう酸水注入ポンプ（B）を停止し、発電長に報告する。

制御棒が挿入できない場合は、ほう酸水の全量注入完了を確認した後、ほう酸水注入ポンプ（A）又はほう酸水注入ポンプ（B）を停止し、発電長に報告する。

①発電長は、運転員等に発電用原子炉の未臨界の確認を指示する。

②運転員等は中央制御室にて、平均出力領域計装及び起動領域計装により発電用原子炉の未臨界を確認し、発電長に報告する。

c. 操作の成立性

上記の中央制御室対応を運転員等（当直運転員）2名にて実施した場合、作業開始を判断してから制御棒の挿入操作が完了するまでの所要時間は以下のとおり。

- ・代替原子炉再循環系ポンプトリップ機能の作動確認完了：1分以内
- ・自動減圧系及び過渡時自動減圧機能の起動阻止操作完了：2分以内
- ・ほう酸水注入系の起動操作完了：4分以内
- ・残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系）操作完了：18分以内
- ・原子炉水位低下操作開始：4分以内
- ・代替制御棒挿入機能による制御棒挿入操作完了：14分以内
- ・選択制御棒挿入機構による原子炉出力抑制操作完了：15分以内
- ・スクラム・パイロット弁継電器用ヒューズ引抜き操作完了：28分以内
- ・原子炉スクラム・リセット後の原子炉手動スクラム操作完了：23分以内
- ・原子炉圧力容器内の圧力と制御棒駆動水圧系駆動水圧力の差圧確保

後の手動操作による制御棒挿入操作完了：329分以内

中央制御室に設置されている操作盤からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。

現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて実施した場合、作業開始を判断してから制御棒の挿入操作が完了するまでの所要時間は以下のとおり。

- ・スクラム・パイロット弁計器用空気系の排気操作完了：73分以内
- ・スクラム個別スイッチによる制御棒挿入操作完了：128分以内
- ・制御棒駆動水圧系の引抜配管ベント弁からの排水操作完了：982分以内

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。屋内作業の室温は通常状態と同程度である。

（添付資料1.1.4，添付資料1.1.5，添付資料1.1.6，
添付資料1.1.7，添付資料1.1.8，添付資料1.1.10）

(3) 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第1.1-7図に示す。

運転時の異常な過渡変化の発生時に、A T W Sが発生した場合、非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）原子炉制御「スクラム」（原子炉出力）対応に従い、中央制御室から速やかに操作が可能である手動スクラム・スイッチによる原子炉手動スクラム及び原子炉モード・スイッチを「停止」位置に切替えを実施し、発電用原子炉を緊急停止する。

手動スクラム・スイッチによる原子炉手動スクラム及び原子炉モード・スイッチを「停止」位置に切替えを実施しても全制御棒が全挿入若しくは

最大未臨界引抜位置（全制御棒“02”位置）まで挿入されない場合又は制御棒位置指示が確認できない場合は、原子炉停止機能喪失と判断する。非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）原子炉制御「反応度制御」対応に従い、原子炉出力が3%以上の場合は、原子炉再循環系ポンプ停止による原子炉出力抑制操作を行うとともに、自動減圧系及び過渡時自動減圧機能の自動起動を阻止し、ほう酸水注入系の起動操作、原子炉水位低下操作、制御棒の挿入操作を同時並行で実施する。同時に実行不可の場合は、ほう酸水注入系の起動操作、原子炉水位低下操作、制御棒の挿入操作の順で優先させる。

ほう酸水注入系により発電用原子炉を未臨界へ移行させるため、サプレッション・プール水温度が原子炉出力ーサプレッション・プール水温度相関曲線の「ほう酸水注入系起動領域」に近接した場合又は中性子束振動が確認された場合には、ほう酸水注入ポンプを速やかに起動する。

原子炉水位低下による原子炉出力抑制を実施するため、給水系（タービン駆動給水ポンプ及び電動駆動給水ポンプ）、原子炉隔離時冷却系及び高压炉心スプレイ系により原子炉压力容器への注水量を減少させ、原子炉水位異常低下（レベル2）設定点を下限とし、原子炉水位を原子炉出力3%未満に維持できるように原子炉压力容器内の水位を低下させる。原子炉出力を3%未満に維持できない場合は、原子炉压力容器内の水位を原子炉水位異常低下（レベル1）設定点より+500mm～+1,500mmに維持するように原子炉水位低下操作を実施する。なお、原子炉隔離時冷却系及び高压炉心スプレイ系が自動起動した場合は、これらの系統による原子炉水位制御を優先し実施する。

制御棒挿入により発電用原子炉を未臨界へ移行させるため、スクラム弁が閉の場合は、手動操作により代替制御棒挿入機能を作動し、制御棒を挿

入する。

手動操作による代替制御棒挿入機能により制御棒が挿入できない場合は、選択制御棒挿入機構によりあらかじめ選択されている制御棒を挿入することにより原子炉出力を抑制し、スクラム・パイロット弁継電器用ヒューズの引抜き操作又はスクラム・パイロット弁計器用空気系の排気操作による制御棒の挿入を実施する。

制御棒挿入により発電用原子炉を未臨界へ移行させるため、スクラム弁が開の場合は、原子炉スクラムをリセットした後、手動スクラム・スイッチにより原子炉手動スクラムを実施する。

手動スクラム・スイッチにより原子炉手動スクラムを実施しても発電用原子炉を緊急停止できない場合は、原子炉スクラムをリセットした後、スクラム個別スイッチにより制御棒を挿入する。

スクラム個別スイッチによる制御棒が挿入できない場合は、原子炉圧力容器内の圧力と制御棒駆動水圧系駆動水圧力の差圧を確保し、手動操作による制御棒挿入を実施する。

手動操作による制御棒挿入ができない場合は、制御棒駆動水圧系の引抜配管ベント弁から排水し、制御棒を挿入する。

1.1.2.2 その他の手順項目について考慮する手順

残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系）によるサプレッション・プール水の除熱手順については、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。

ほう酸水注入ポンプ、電動弁及び監視計器への電源供給手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

非常用交流電源設備への燃料給油手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

操作の判断，確認に係る計装設備に関する手順については，「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

第1.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順

対応手段, 対応設備, 手順書一覧 (1/12)

(フロントライン系故障時)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		整備する手順書 ^{※1}
フロントライン系故障	原子炉緊急停止系	原子炉手動スクラム	主要設備	制御棒 制御棒駆動機構 制御棒駆動系水圧制御ユニット	重大事故等対処設備
				手動スクラム・スイッチ 原子炉モード・スイッチ「停止」	自主対策設備
			関連設備	制御棒駆動系配管・弁	重大事故等対処設備

※1: 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2: 代替制御棒挿入機能は, 運転員等による操作不要の制御棒挿入機能である。

※3: 自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

※4: 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□: 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（2／12）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備		整備する手順書※1
フロントライン系故障	原子炉緊急停止系	代替制御棒挿入機能による制御棒挿入	主要設備	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）※2，※3 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）手動スイッチ※3 制御棒 制御棒駆動機構 制御棒駆動系水圧制御ユニット	重大事故等対応設備
			関連設備	制御棒駆動系配管・弁 非常用交流電源設備※5 ・2 C 非常用ディーゼル発電機 ・2 D 非常用ディーゼル発電機 ・2 C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2 D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 燃料給油設備※5 ・軽油貯蔵タンク ・2 C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	重大事故等対応設備

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：代替制御棒挿入機能は，運転員等による操作不要の制御棒挿入機能である。

※3：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

※4：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（3／12）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		整備する手順書※1
フロントライン系故障	原子炉緊急停止系	選択制御棒挿入機構による原子炉出力抑制	主要設備	制御棒 制御棒駆動機構 制御棒駆動系水圧制御ユニット	重大事故等対処設備
				選択制御棒挿入機構	自主対策設備
			関連設備	制御棒駆動系配管・弁 非常用交流電源設備※5 ・ 2 C 非常用ディーゼル発電機 ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機 ・ 2 C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 燃料給油設備※5 ・ 軽油貯蔵タンク ・ 2 C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	重大事故等対処設備

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：代替制御棒挿入機能は，運転員等による操作不要の制御棒挿入機能である。

※3：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

※4：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段, 対応設備, 手順書一覧 (4/12)

(フロントライン系故障時)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		整備する手順書 ^{※1}
フロントライン系故障	原子炉緊急停止系	原子炉再循環系ポンプ停止による原子炉出力抑制	主要設備	A T W S緩和設備 (代替原子炉再循環系ポンプトリップ機能) ^{※3} 原子炉再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ ^{※3} 低速度用電源装置遮断器手動スイッチ ^{※3}	重大事故等対処設備 重大事故等対処設備
			関連設備	原子炉再循環系ポンプ遮断器 低速度用電源装置遮断器 非常用交流電源設備 ^{※5} ・2 C非常用ディーゼル発電機 ・2 D非常用ディーゼル発電機 ・2 C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2 D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 燃料給油設備 ^{※5} ・軽油貯蔵タンク ・2 C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2 D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	

※1: 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2: 代替制御棒挿入機能は, 運転員等による操作不要の制御棒挿入機能である。

※3: 自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

※4: 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□: 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（5／12）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		整備する手順書※1
フロントライン系故障	原子炉緊急停止系	自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止	主要設備	自動減圧系の起動阻止スイッチ	重大事故等対処設備
			関連設備	非常用交流電源設備※5 ・ 2 C 非常用ディーゼル発電機 ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機 ・ 2 C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 燃料給油設備※5 ・ 軽油貯蔵タンク ・ 2 C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	重大事故等対処設備

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：代替制御棒挿入機能は，運転員等による操作不要の制御棒挿入機能である。

※3：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

※4：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（6／12）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
フロントライン系故障	原子炉緊急停止系	ほう酸水注入	主要設備	ほう酸水注入ポンプ ほう酸水貯蔵タンク※4	重大事故等対応設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「反応度制御」
			関連設備	ほう酸水注入系配管・弁 原子炉圧力容器 非常用交流電源設備※5 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 C 非常用ディーゼル発電機 ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機 ・ 2 C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 燃料給油設備※5 <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽油貯蔵タンク ・ 2 C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ 	重大事故等対応設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：代替制御棒挿入機能は，運転員等による操作不要の制御棒挿入機能である。

※3：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

※4：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（7／12）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		整備する手順書※1
フロントライン系故障	原子炉緊急停止系	原子炉水位低下による原子炉出力抑制	主要設備	原子炉隔離時冷却系ポンプ 高圧炉心スプレイ系ポンプ	重大事故等対処設備
				タービン駆動給水ポンプ 電動駆動給水ポンプ 給水制御系	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：代替制御棒挿入機能は，運転員等による操作不要の制御棒挿入機能である。

※3：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

※4：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（8／12）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		整備する手順書※1
フロントライン系故障	原子炉緊急停止系	制御棒挿入（スクラム・パイロット弁継電器用ヒューズの引抜き操作）	主要設備	制御棒 制御棒駆動機構 制御棒駆動系水圧制御ユニット	重大事故等対処設備
				スクラム・パイロット弁継電器用ヒューズ	自主対策設備
			関連設備	制御棒駆動系配管・弁	重大事故等対処設備

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：代替制御棒挿入機能は，運転員等による操作不要の制御棒挿入機能である。

※3：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

※4：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※5：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（9／12）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		整備する手順書※1
フロントライン系故障	原子炉緊急停止系	制御棒挿入（スクラム・パイロット弁計器用空気系の排気操作）	主要設備	制御棒 制御棒駆動機構 制御棒駆動系水圧制御ユニット	重大事故等対処設備
				スクラム・パイロット弁計器用空気系配管・弁	自主対策設備
			関連設備	制御棒駆動系配管・弁	重大事故等対処設備

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：代替制御棒挿入機能は，運転員等による操作不要の制御棒挿入機能である。

※3：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

※4：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※5：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（10／12）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		整備する手順書※1
フロントライン系故障	原子炉緊急停止系	制御棒挿入（スクラム個別スイッチの操作）	主要設備	制御棒 制御棒駆動機構 制御棒駆動系水圧制御ユニット	重大事故等対処設備
				スクラム個別スイッチ	自主対策設備
			関連設備	制御棒駆動系配管・弁	重大事故等対処設備

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：代替制御棒挿入機能は，運転員等による操作不要の制御棒挿入機能である。

※3：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

※4：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（11／12）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		整備する手順書※1
フロントライン系故障	原子炉緊急停止系	制御棒挿入（手動操作による制御棒挿入）	主要設備	制御棒 制御棒駆動機構 制御棒駆動系水圧制御ユニット	重大事故等対処設備
				制御棒手動操作系	自主対策設備
			関連設備	制御棒駆動系配管・弁 非常用交流電源設備※5 ・2C非常用ディーゼル発電機 ・2D非常用ディーゼル発電機 ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 燃料給油設備※5 ・軽油貯蔵タンク ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	重大事故等対処設備

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：代替制御棒挿入機能は，運転員等による操作不要の制御棒挿入機能である。

※3：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

※4：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（12／12）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		整備する手順書※1
フロントライン系故障	原子炉緊急停止系	制御棒挿入（制御棒駆動水圧系引抜配管ベント弁からの排水）	主要設備	制御棒 制御棒駆動機構 制御棒駆動系水圧制御ユニット	重大事故等対処設備
				制御棒駆動系配管・弁	自主対策設備

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：代替制御棒挿入機能は，運転員等による操作不要の制御棒挿入機能である。

※3：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

※4：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※5：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

第 1.1-2 表 重大事故等対処に係る監視計器

監視計器一覧 (1/3)

対応手順	重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)	
1.1.2.1 フロントライン系故障時の対応手順 (1) 非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 原子炉制御「スクラム」 (原子炉出力)			
原子炉スクラム確認	判断基準	原子炉スクラム確認 スクラム警報 全制御棒全挿入ランプ 制御棒操作監視系 ^{※2} 平均出力領域計装 ^{※1, ※3} 起動領域計装 ^{※1, ※3}	
原子炉手動スクラム	操作	プラント停止状態	スクラム警報 全制御棒全挿入ランプ 制御棒操作監視系 ^{※2}
		未臨界の監視	平均出力領域計装 ^{※1} 起動領域計装 ^{※1}

- ※1：重大事故等対処設備としての要求事項を満たした重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。
 ※2：重大事故等対処設備としての要求事項を満たさない常用計器及び常用代替計器により監視するパラメータを示す。
 ※3：原子炉自動スクラム信号の設定値については、添付資料 1.1.3 参照。

監視計器一覧 (2/3)

対応手順		重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)
1.1.2.1 フロントライン系故障時の対応手順 (2) 非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 原子炉制御「反応度制御」			
原子炉スクラム成功確認	判断基準	原子炉スクラム成功確認	全制御棒全挿入ランプ 制御棒操作監視系 ^{※2} 平均出力領域計装 ^{※1} 起動領域計装 ^{※1}
原子炉再循環系ポンプ停止による原子炉出力抑制	操作	原子炉出力	平均出力領域計装 ^{※1} 起動領域計装 ^{※1}
		原子炉再循環系ポンプ運転状態	原子炉再循環系ポンプ表示灯
自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止	操作	自動減圧系及び過渡時自動減圧機能の起動阻止状態	自動減圧系及び過渡時自動減圧機能起動阻止状態表示灯
ほう酸水注入	操作	プラント停止状態	全制御棒全挿入ランプ 制御棒操作監視系 ^{※2}
		未臨界の監視	平均出力領域計装 ^{※1} 起動領域計装 ^{※1}
		原子炉圧力容器への注水量	ほう酸水貯蔵タンク液位
		最終ヒートシンクによる冷却状態の確認	サブプレッション・プール水温度 ^{※1} 残留熱除去系系統流量 ^{※1} 残留熱除去系熱交換器入口温度 ^{※1} 残留熱除去系熱交換器出口温度 ^{※1} 残留熱除去系海水系系統流量 ^{※1}
		補機監視機能	局所出力領域計装 ほう酸水注入ポンプ吐出圧力 残留熱除去系ポンプ吐出圧力
原子炉水位低下による原子炉出力抑制	操作	原子炉出力	平均出力領域計装 ^{※1} 起動領域計装 ^{※1}
		原子炉隔離状態の有無	主蒸気隔離弁開閉表示灯
		原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (広帯域) ^{※1} 原子炉水位 (燃料域) ^{※1} 原子炉水位 (SA広帯域) ^{※1} 原子炉水位 (SA燃料域) ^{※1}
		原子炉圧力容器への注水量	給水流量 原子炉隔離時冷却系系統流量 ^{※1} 高圧炉心スプレイ系系統流量 ^{※1}
		補機監視機能	給水系ポンプ吐出ヘッド圧力 原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力 高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力

※1：重大事故等対処設備としての要求事項を満たした重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。
 ※2：重大事故等対処設備としての要求事項を満たさない常用計器及び常用代替計器により監視するパラメータを示す。

※3：原子炉自動スクラム信号の設定値については、添付資料 1.1.3 参照。

監視計器一覧 (3/3)

対応手順	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	
1.1.2.1 フロントライン系故障時の対応手順 (2) 非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 原子炉制御「反応度制御」			
代替制御棒挿入機能による制御棒挿入	操作	プラント停止状態	全制御棒全挿入ランプ 制御棒操作監視系※ ²
		未臨界の監視	平均出力領域計装※ ¹ 起動領域計装※ ¹
選択制御棒挿入機構による原子炉出力抑制	操作	プラント停止状態	全制御棒全挿入ランプ 制御棒操作監視系※ ²
		原子炉出力	平均出力領域計装※ ¹ 起動領域計装※ ¹
制御棒挿入	操作	プラント停止状態	全制御棒全挿入ランプ 制御棒操作監視系※ ²
		未臨界の監視	平均出力領域計装※ ¹ 起動領域計装※ ¹
		原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力※ ¹ 原子炉圧力 (S A) ※ ¹
		補機監視機能	制御棒駆動水圧系駆動水ヘッド差圧

※1：重大事故等対処設備としての要求事項を満たした重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。
 ※2：重大事故等対処設備としての要求事項を満たさない常用計器及び常用代替計器により監視するパラメータを示す。

※3：原子炉自動スクラム信号の設定値については、添付資料 1.1.3 参照。

第1.1-3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備

対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線
<p>【1.1】 緊急停止失敗時に発電用原子炉を 未臨界にするための手順等</p>	ほう酸水注入ポンプ	非常用交流電源設備 モータコントロールセンタ（以下 「モータコントロールセンタ」を 「MCC」という。） 2C系 MCC 2D系
	ほう酸水注入系 弁	非常用交流電源設備 MCC 2C系 MCC 2D系

(凡例)

∩ : OR条件

— : フロントライン系の代替設備・手段による対応

□ : フロントライン系

- ① 原子炉手動スクラム
- ・手動スクラム・スイッチ
 - ・原子炉モード・スイッチ「停止」
 - ・制御棒
 - ・制御棒駆動機構
 - ・制御棒駆動系水圧制御ユニット

- ② 代替制御棒挿入機能による制御棒挿入
- ・A T W S 緩和設備 (代替制御棒挿入機能)
 - ・A T W S 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) 手動スイッチ
 - ・制御棒
 - ・制御棒駆動機構
 - ・制御棒駆動系水圧制御ユニット

- ③ 選択制御棒挿入機構による原子炉出力抑制
- ・選択制御棒挿入機構
 - ・制御棒
 - ・制御棒駆動機構
 - ・制御棒駆動系水圧制御ユニット

- ④ 原子炉再循環系ポンプ停止による原子炉出力抑制
- ・A T W S 緩和設備 (代替原子炉再循環系ポンプトリップ機能)
 - ・原子炉再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ
 - ・低速度用電源装置遮断器手動スイッチ

- ⑤ 自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止
- ・自動減圧系の起動阻止スイッチ

- ⑥ ほう酸水注入
- ・ほう酸水注入ポンプ
 - ・ほう酸水貯蔵タンク

- ⑦ 原子炉水位低下による原子炉出力抑制
- ・タービン駆動給水ポンプ
 - ・電動駆動給水ポンプ
 - ・給水制御系
 - ・原子炉隔離時冷却系ポンプ
 - ・高圧炉心スプレイ系ポンプ

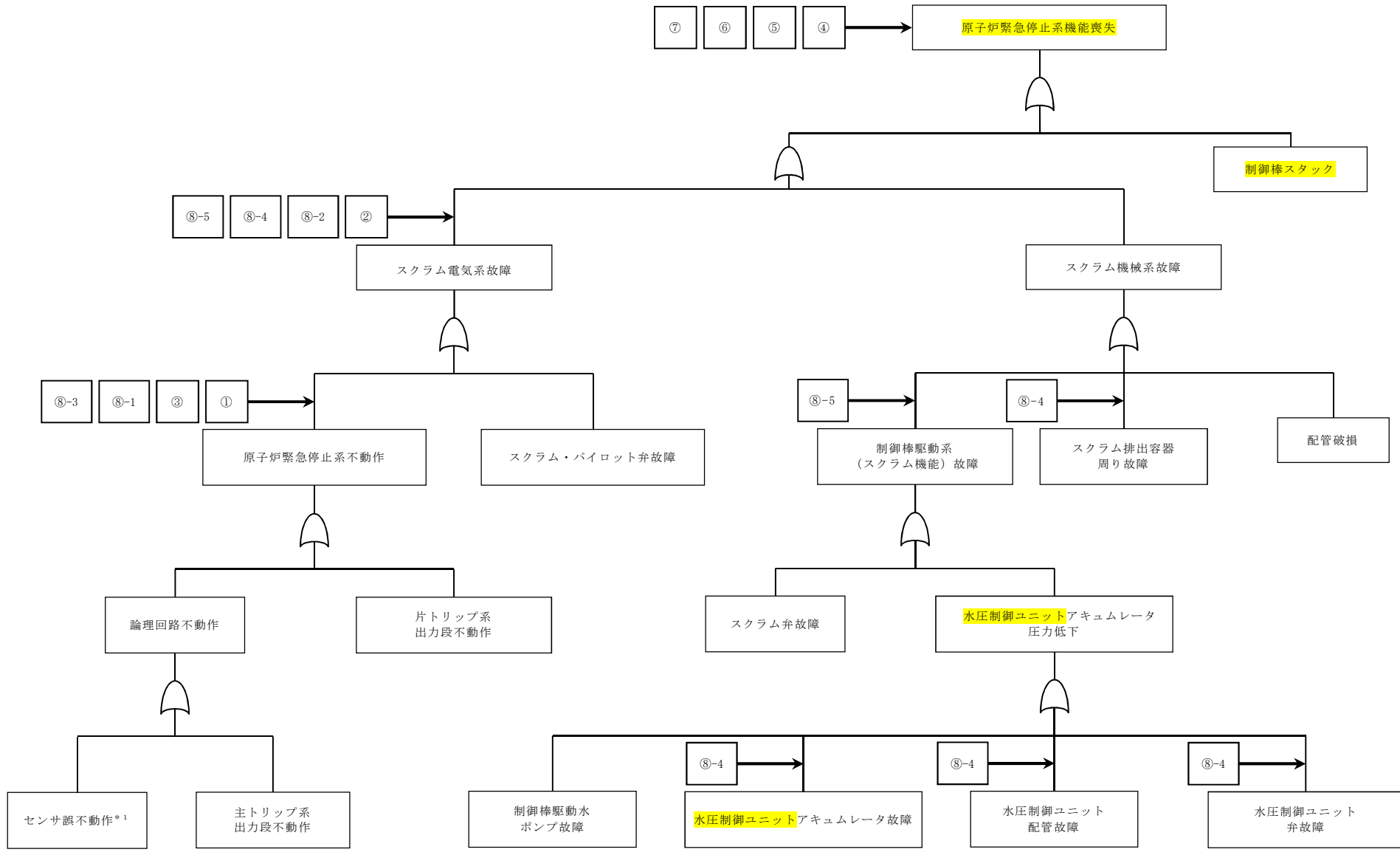
- ⑧-1 制御棒挿入 (スクラム・パイロット弁継電器用ヒューズの引抜き操作)
- ・スクラム・パイロット弁継電器用ヒューズ
 - ・制御棒
 - ・制御棒駆動機構
 - ・制御棒駆動系水圧制御ユニット

- ⑧-2 制御棒挿入 (スクラム・パイロット弁計器用空気系の排気操作)
- ・スクラム・パイロット弁計器用空気系配管・弁
 - ・制御棒
 - ・制御棒駆動機構
 - ・制御棒駆動系水圧制御ユニット

- ⑧-3 制御棒挿入 (スクラム個別スイッチの操作)
- ・スクラム個別スイッチ
 - ・制御棒
 - ・制御棒駆動機構
 - ・制御棒駆動系水圧制御ユニット

- ⑧-4 制御棒挿入 (手動操作による制御棒挿入)
- ・制御棒手動操作系
 - ・制御棒
 - ・制御棒駆動機構
 - ・制御棒駆動系水圧制御ユニット

- ⑧-5 制御棒挿入 (制御棒駆動系水圧系引抜配管ベント弁からの排水)
- ・制御棒駆動系配管・弁
 - ・制御棒
 - ・制御棒駆動機構
 - ・制御棒駆動系水圧制御ユニット



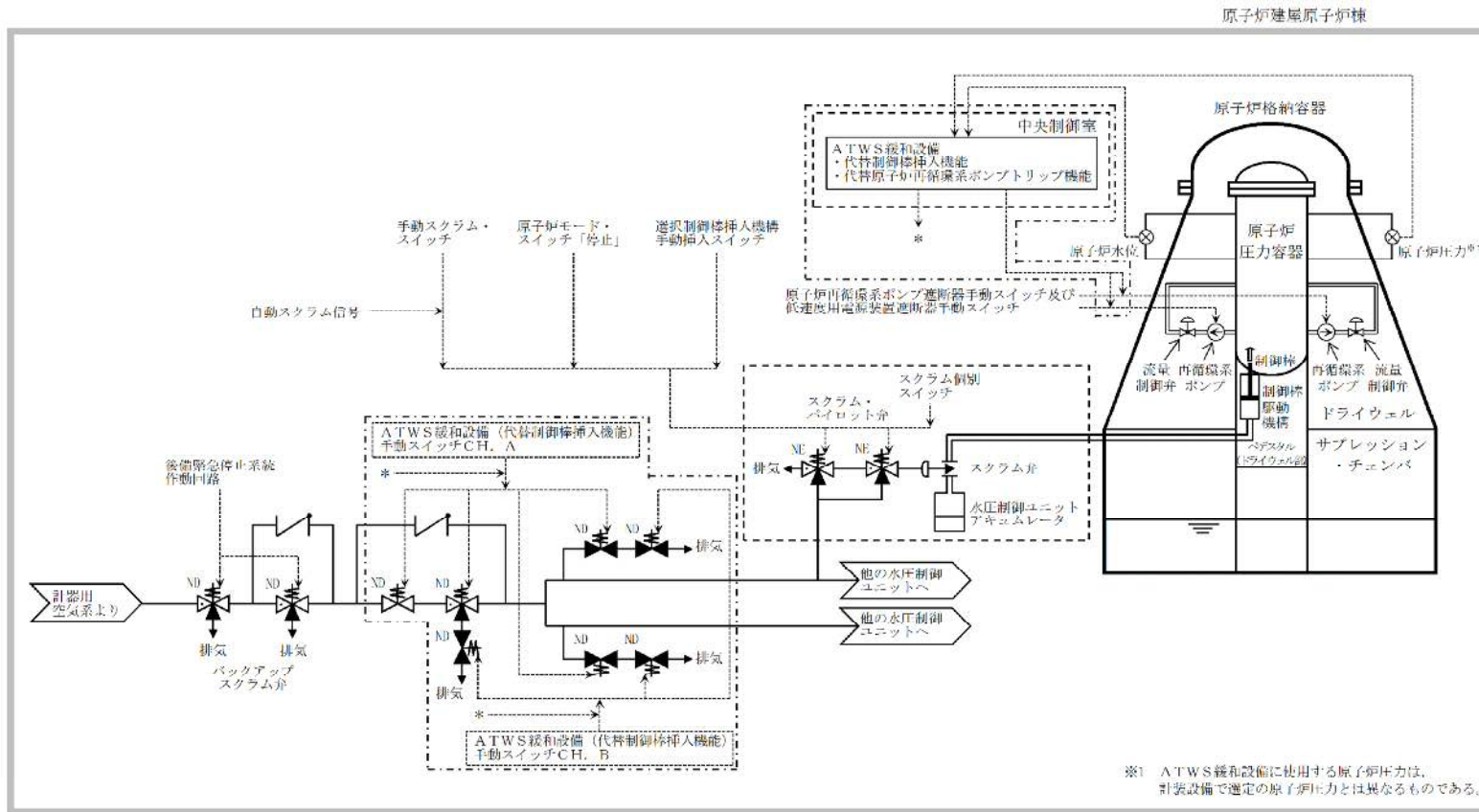
*1: 誤不動作とは、計測及び制御設備がトリップ信号を出力すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、トリップ信号を出力しない状態又はそのような状態が発生すると推定される状態。
 注1: サポート系故障 (駆動源喪失) は、原子炉緊急停止系の電源又は計器用空気が喪失することにより制御棒が挿入されることから想定しない。

第 1.1-1 図 機能喪失原因対策分析

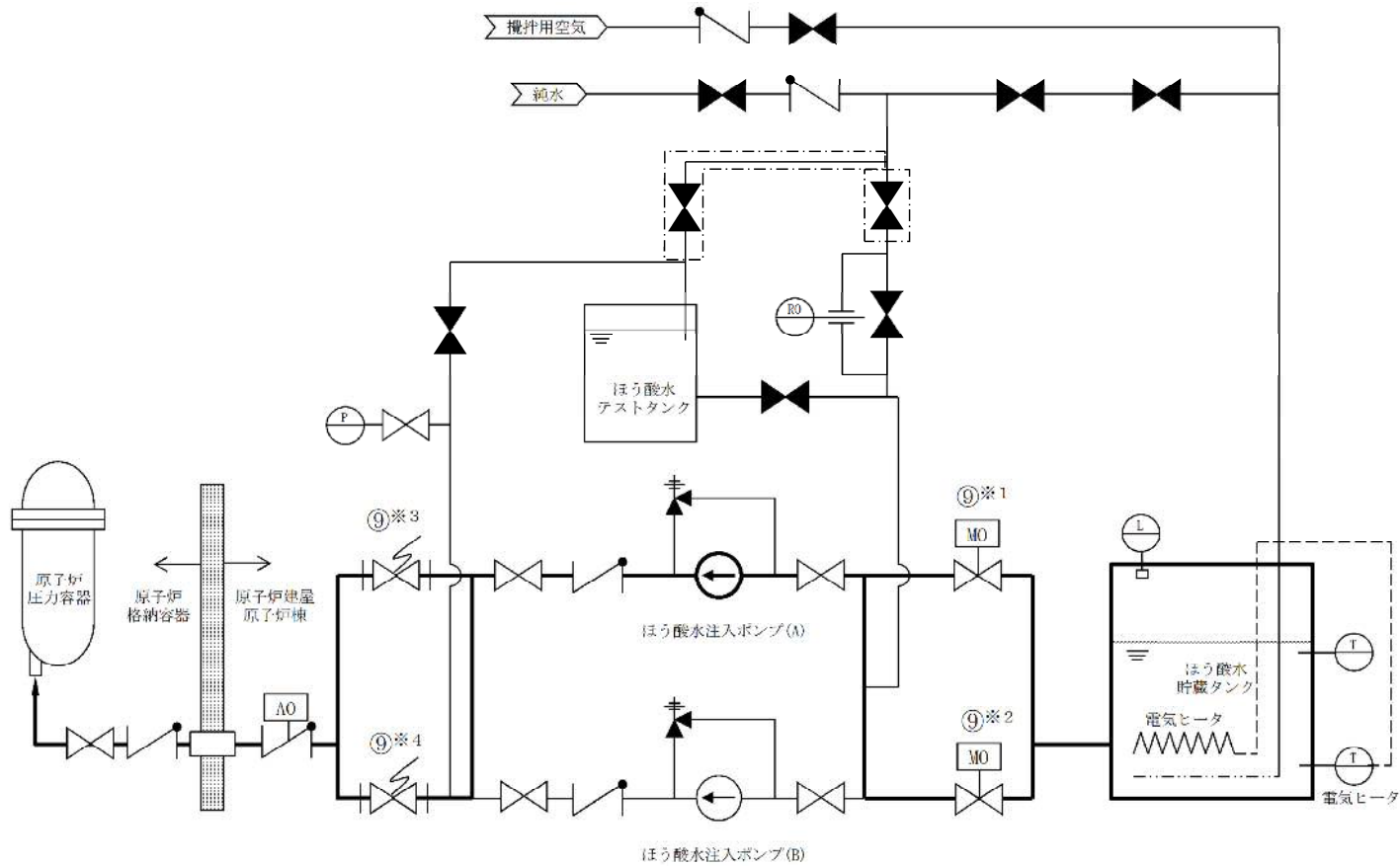
手順の項目		実施箇所・必要要員数	経過時間 (分)									備考	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9		
			事故発生 ↓ 2分 「反応度制御」へ移行判断 ↓ 原子炉自動スクラム失敗の確認 手動スクラム・スイッチによる原子炉手動スクラム操作 原子炉モード・スイッチ「停止」位置切替え → 反応度制御へ移行判断										
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 原子炉制御 「スクラム」 (原子炉出力)		運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1											

第 1.1-2 図 非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 原子炉制御「スクラム」

(原子炉出力) タイムチャート



第 1.1-3 図 ATWS緩和設備 概要図



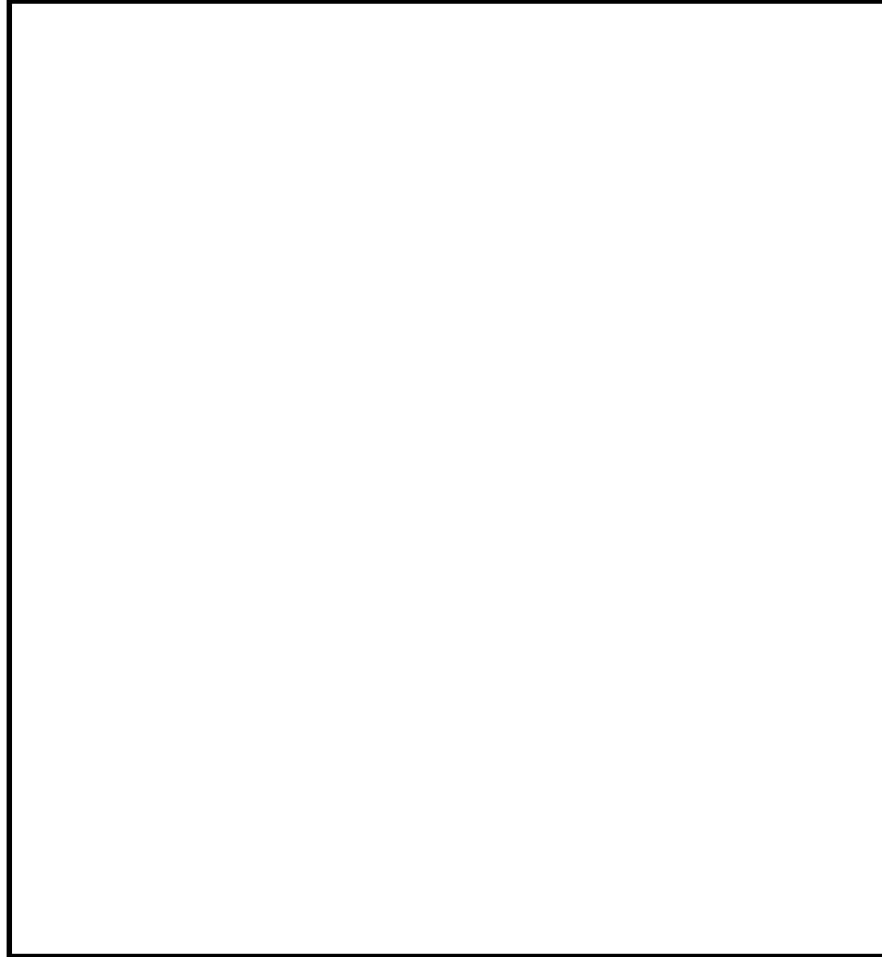
凡例

	ポンプ
	電動駆動
	空気駆動
	弁
	逆止弁
	爆破弁
	安全弁
	設計基準対象施設から追加した箇所

操作手順	弁名称
⑨※1, ⑨※2	ほう酸水貯蔵タンク 出口弁
⑨※3, ⑨※4	ほう酸水注入系 爆破弁

記載例 ○ : 操作手順番号を示す。
 ○※1~ : 同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する対象弁がある場合、その実施順を示す。

第 1.1-4 図 ほう酸水注入ポンプによるほう酸水注入 概要図



注：S L Cはほう酸水注入系を， S / Pはサプレッション・プールを示す。

第 1.1-5 図 原子炉出力-サプレッション・プール水温度相関曲線

		経過時間 (分)																			備考		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		20	
手順の項目	実施箇所・必要員数	▽ 原子炉制御「スクラム」より導入																					
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 原子炉制御 「反応度制御」	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1																					
	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1																					

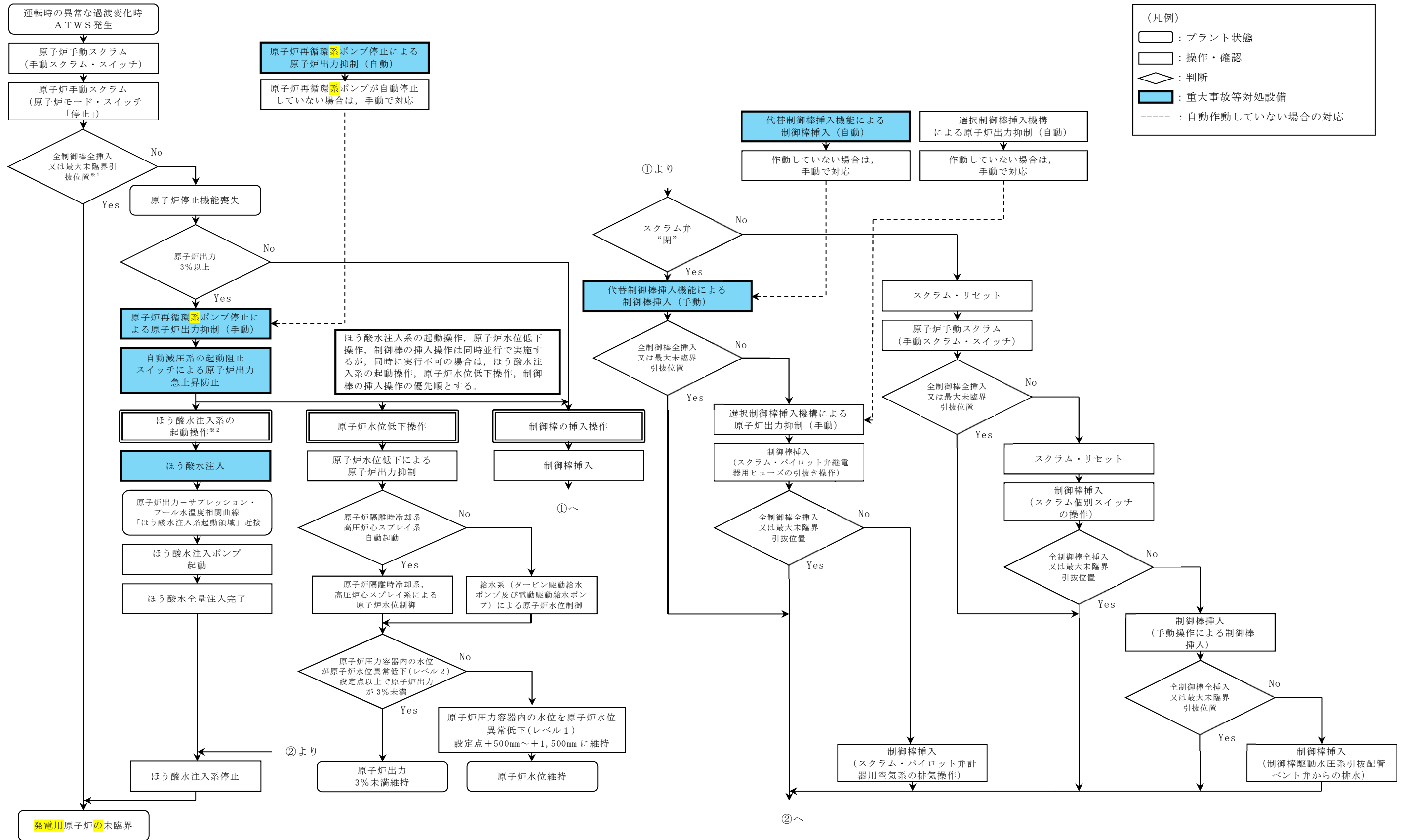
		経過時間 (分)														備考														
		10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75		80	85	90	95	100	105	110	115	120	125	130	135	140	
手順の項目	実施箇所・必要員数																													
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 原子炉制御 「反応度制御」 (スクラム弁が閉の 場合)	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	2																												
	運転員等 (当直運転員) (現場)	2																												※1

		経過時間 (分)																備考	
		10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80			
手順の項目	実施箇所・必要員数																		
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 原子炉制御 「反応度制御」 (スクラム弁が閉の 場合)	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	2																	
	運転員等 (当直運転員) (現場)	2																	

※1：スクラム個別スイッチによる制御棒挿入以降は、手動操作による制御棒挿入又は制御棒駆動水圧系引抜配管バント弁からの排水操作を実施する。

第 1.1-6 図 非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）原子炉制御「反応度制御」

タイムチャート



(凡例)
 □ : プラント状態
 □ : 操作・確認
 ◇ : 判断
 ■ : 重大事故等対処設備
 - - - : 自動作動していない場合の対応

※1: 制御棒位置指示が確認できない場合は、非常時運転手順書Ⅱ(徴候ベース)原子炉制御「反応度制御」に移行する。
 ※2: ATWS発生時に中性子束振動が確認された場合は、ほう酸水注入系によりほう酸水を注入する。

第 1.1-7 図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート

審査基準，基準規則と対処設備との対応表 (1/8)

技術的能力審査基準 (1.1)	番号	設置許可基準規則 (第44条)	技術基準規則 (第59条)	番号
<p>【本文】 発電用原子炉設置者において、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p>	①	<p>【本文】 発電用原子炉施設には、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>【本文】 発電用原子炉施設には、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備を施設しなければならない。</p>	⑥
<p>【解釈】 1 「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象のおそれがある場合」とは、発電用原子炉を緊急停止してなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力又は原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合のことをいう。 2 「発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p>	—	<p>【解釈】 1 第44条に規定する「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」とは、発電用原子炉が緊急停止してなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力又は原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合のことをいう。 2 第44条に規定する「発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p>	<p>【解釈】 1 第59条に規定する「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」とは、発電用原子炉が緊急停止してなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力又は原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合のことをいう。 2 第59条に規定する「発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p>	—
<p>(1) 沸騰水型原子炉(BWR)及び加圧水型原子炉(PWR)共通 a) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象のおそれがある場合」に、手動による原子炉の緊急停止操作を実施すること。</p>	②	<p>(1) BWR a) センサー出力から最終的な作動装置の入力までの原子炉スクラム系統から独立した代替反応度制御棒挿入回路 (ARI) を整備すること。</p>	<p>(1) BWR a) センサー出力から最終的な作動装置の入力までの原子炉スクラム系統から独立した代替反応度制御棒挿入回路 (ARI) を整備すること。</p>	⑦
<p>(2) BWR a) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象のおそれがある場合」に、原子炉出力を制御するため、原子炉冷却材再循環ポンプが自動停止しない場合は、手動で停止操作を実施すること。</p>	③	<p>b) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」に、原子炉出力を制御するため、原子炉冷却材再循環ポンプを自動で停止させる装置を整備すること。</p>	<p>b) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」に、原子炉出力を制御するため、原子炉冷却材再循環ポンプを自動で停止させる装置を整備すること。</p>	⑧
<p>b) 十分な反応度制御能力を有するほう酸水注入設備 (SLCS) を起動する判断基準を明確に定めること。</p>	④	<p>c) 十分な反応度制御能力を有するほう酸水注入設備 (SLCS) を整備すること。</p>	<p>c) 十分な反応度制御能力を有するほう酸水注入設備 (SLCS) を整備すること。</p>	⑨
<p>c) 発電用原子炉を緊急停止することができない事象の発生時に不安定な出力振動が検知された場合には、ほう酸水注入設備 (SLCS) を作動させること。</p>	⑤	<p>(2) PWR a) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」に、原子炉出力を抑制するため、補助給水系ポンプを自動的に起動させる設備及び蒸気タービンを自動で停止させる設備を整備すること。</p>	<p>(2) PWR a) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」に、原子炉出力を抑制するため、補助給水系ポンプを自動的に起動させる設備及び蒸気タービンを自動で停止させる設備を整備すること。</p>	—
<p>(3) PWR a) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象のおそれがある場合」に、原子炉出力を抑制するため、補助給水系ポンプが自動起動しない場合又はタービンが自動停止しない場合は、手動操作により実施すること。</p>	—	<p>b) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」には、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備による十分な量のほう酸水注入を実施する設備を整備すること。</p>	<p>b) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」には、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備による十分な量のほう酸水注入を実施する設備を整備すること。</p>	—
<p>b) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象のおそれがある場合」に、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備による十分な量のほう酸水注入を実施すること。</p>	—			—

※1：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

審査基準，基準規則と対処設備との対応表（2/8）

重大事故等対処設備					自主対策設備		
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称	
代替制御棒挿入機能による制御棒挿入	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）*1	既設	① ② ⑥ ⑦	-	原子炉手動スクラム	制御棒	
	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）手動スイッチ*1	既設				制御棒駆動機構	
	制御棒	既設				制御棒駆動系水圧制御ユニット	
	制御棒駆動機構	既設				手動スクラム・スイッチ	
	制御棒駆動系水圧制御ユニット	既設				原子炉モード・スイッチ「停止」	
	制御棒駆動系配管・弁	既設				制御棒駆動系配管・弁	
	非常用交流電源設備	既設				選択制御棒挿入機構による原子炉出力抑制	制御棒
	燃料給油設備	既設					制御棒駆動機構
-	-	-	-	-		制御棒駆動系水圧制御ユニット	
						選択制御棒挿入機構	
						制御棒駆動系配管・弁	
						非常用交流電源設備	
						燃料給油設備	
原子炉再循環系ポンプ停止による原子炉出力抑制	A T W S 緩和設備（代替原子炉再循環系ポンプトリップ機能）*1	既設	① ③ ⑥ ⑧	-	-	-	
	原子炉再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ*1	既設					
	低速度用電源装置遮断器手動スイッチ*1	既設					
	原子炉再循環系ポンプ遮断器	既設					
	低速度用電源装置遮断器	既設					
	非常用交流電源設備	既設					
	燃料給油設備	既設					
自動減圧系による原子炉出力急上昇防止	自動減圧系の起動阻止スイッチ	新設	① ⑥	-	-	-	
	非常用交流電源設備	既設					
	燃料給油設備	既設					

※1：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

審査基準，基準規則と対処設備との対応表（3/8）

重大事故等対処設備					自主対策設備	
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
ほう酸水注入	ほう酸水注入ポンプ	既設	① ④ ⑤ ⑥ ⑨	-	-	-
	ほう酸水貯蔵タンク	既設				
	ほう酸水注入系配管・弁	既設				
	原子炉圧力容器	既設				
	非常用交流電源設備	既設				
	燃料給油設備	既設				
-	-	-	-	-	原子炉水位低下による原子炉出力抑制	原子炉隔離時冷却系ポンプ 高压炉心スプレイ系ポンプ タービン駆動給水ポンプ 電動駆動給水ポンプ 給水制御系
-	-	-	-	-	(スクラム・パイロット弁挿入 ヒューズの引抜き操作) 制御棒挿入 制御棒駆動系水圧制御ユニット スクラム・パイロット弁継電器 用ヒューズ 制御棒駆動系配管・弁	

※1：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

審査基準，基準規則と対処設備との対応表（4/8）

重大事故等対処設備					自主対策設備	
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
-	-	-	-	-	（スクラム・パイロット弁計器用空気系の排気操作） 制御棒挿入	制御棒
						制御棒駆動機構
						制御棒駆動系水圧制御ユニット
						スクラム・パイロット弁計器用空気系配管・弁
						制御棒駆動系配管・弁
					（スクラム個別スイッチの操作） 制御棒挿入	制御棒
						制御棒駆動機構
						制御棒駆動系水圧制御ユニット
						スクラム個別スイッチ
						制御棒駆動系配管・弁
					（手動操作による制御棒挿入） 制御棒挿入	制御棒
						制御棒駆動機構
						制御棒駆動系水圧制御ユニット
						制御棒手動操作系
						制御棒駆動系配管・弁
						非常用交流電源設備
						燃料給油設備

※1：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

審査基準，基準規則と対処設備との対応表（5/8）

重大事故等対処設備					自主対策設備	
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
-	-	-	-	-	（制御棒駆動水圧系引抜配管 ベント弁からの排水） 制御棒挿入	制御棒
						制御棒駆動機構
						制御棒駆動系水圧制御ユニット
						制御棒駆動系配管・弁

※1：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

審査基準，基準規則と対処設備との対応表（6／8）

技術的能力審査基準（1.1）	適合方針
<p>【要求事項】 発電用原子炉設置者において、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p>	<p>運転時の異常な過渡変化時において、ATWSが発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行させる手段として、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）手動スイッチ、ATWS緩和設備（代替原子炉再循環系ポンプトリップ機能）、原子炉再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ、低速度用電源装置遮断器手動スイッチ、自動減圧系の起動阻止スイッチ及びほう酸水注入ポンプにより原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な手順等を整備する。</p>
<p>【解釈】 1 「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象のおそれがある場合」とは、発電用原子炉を緊急停止していなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力又は原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合のことをいう。</p>	<p>—</p>
<p>2 「発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p>	<p>—</p>

※1：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

審査基準，基準規則と対処設備との対応表（7/8）

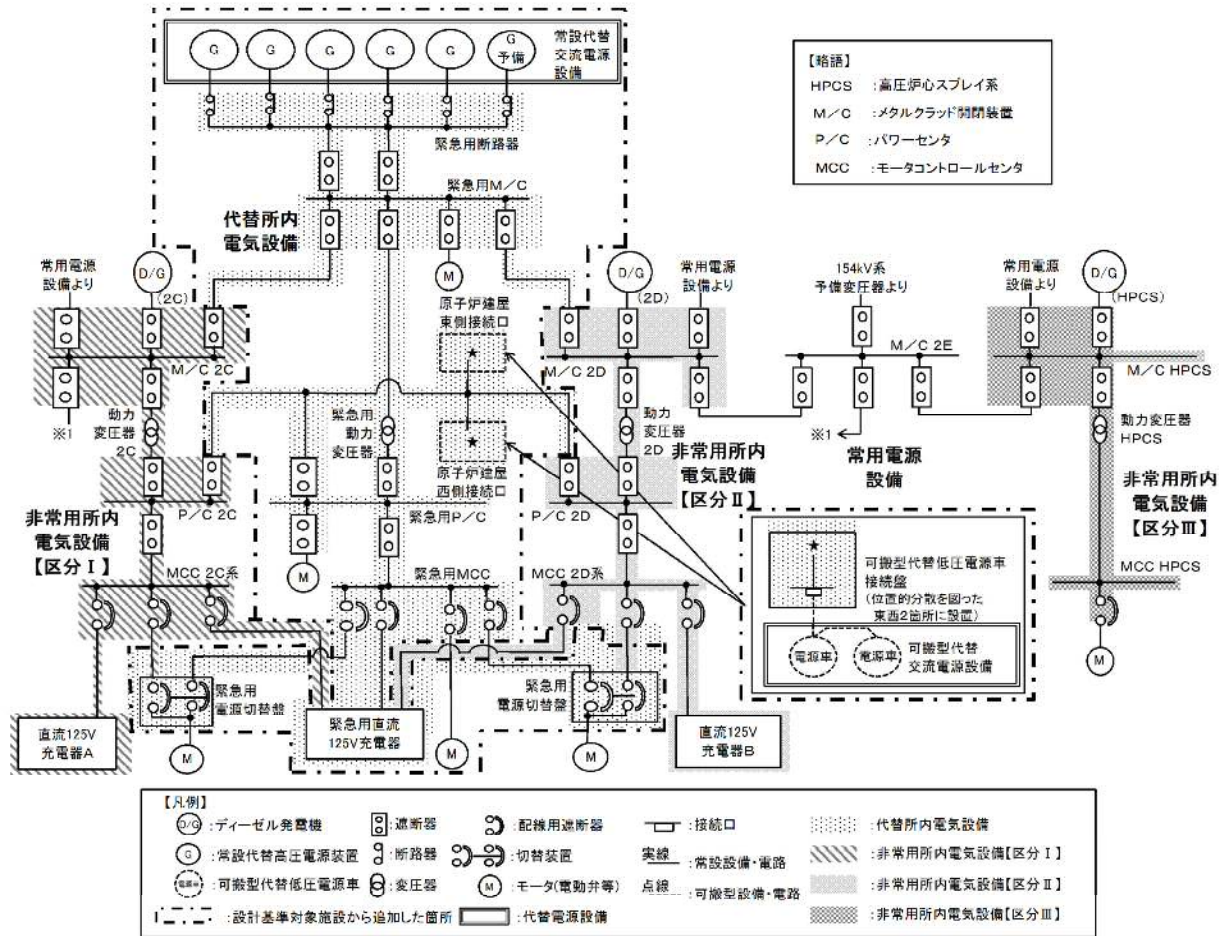
技術的能力審査基準（1.1）	適合方針
<p>（1）沸騰水型原子炉（BWR）及び加圧水型原子炉（PWR）共通 a）上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象のおそれがある場合」に、手動による原子炉の緊急停止操作を実施すること。</p>	<p>運転時の異常な過渡変化時において、ATWSが発生した場合に、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）手動スイッチにより発電用原子炉を緊急停止するために必要な手順等を整備する。</p>
<p>（2）BWR a）上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象のおそれがある場合」に、原子炉出力を制御するため、原子炉冷却材再循環ポンプが自動停止しない場合は、手動で停止操作を実施すること。</p>	<p>運転時の異常な過渡変化時において、ATWSが発生した場合に、原子炉出力を抑制するため、原子炉再循環系ポンプが自動停止しない場合の手段として、原子炉再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ及び低速度用電源装置遮断器手動スイッチにより原子炉再循環系ポンプを停止させるために必要な手順等を整備する。</p>
<p>b）十分な反応度制御能力を有するほう酸水注入設備（SLCS）を起動する判断基準を明確に定めること。</p>	<p>運転時の異常な過渡変化時において、ATWSが発生した場合に、ほう酸水注入ポンプを起動する判断基準を明確に定める。</p>
<p>c）発電用原子炉を緊急停止することができない事象の発生時に不安定な出力振動が検知された場合には、ほう酸水注入設備（SLCS）を作動させること。</p>	<p>運転時の異常な過渡変化時、ATWSが発生した場合において、中性子束振動を確認した場合にほう酸水注入ポンプを動作させるために必要な手順等を整備する。</p>

※1：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。

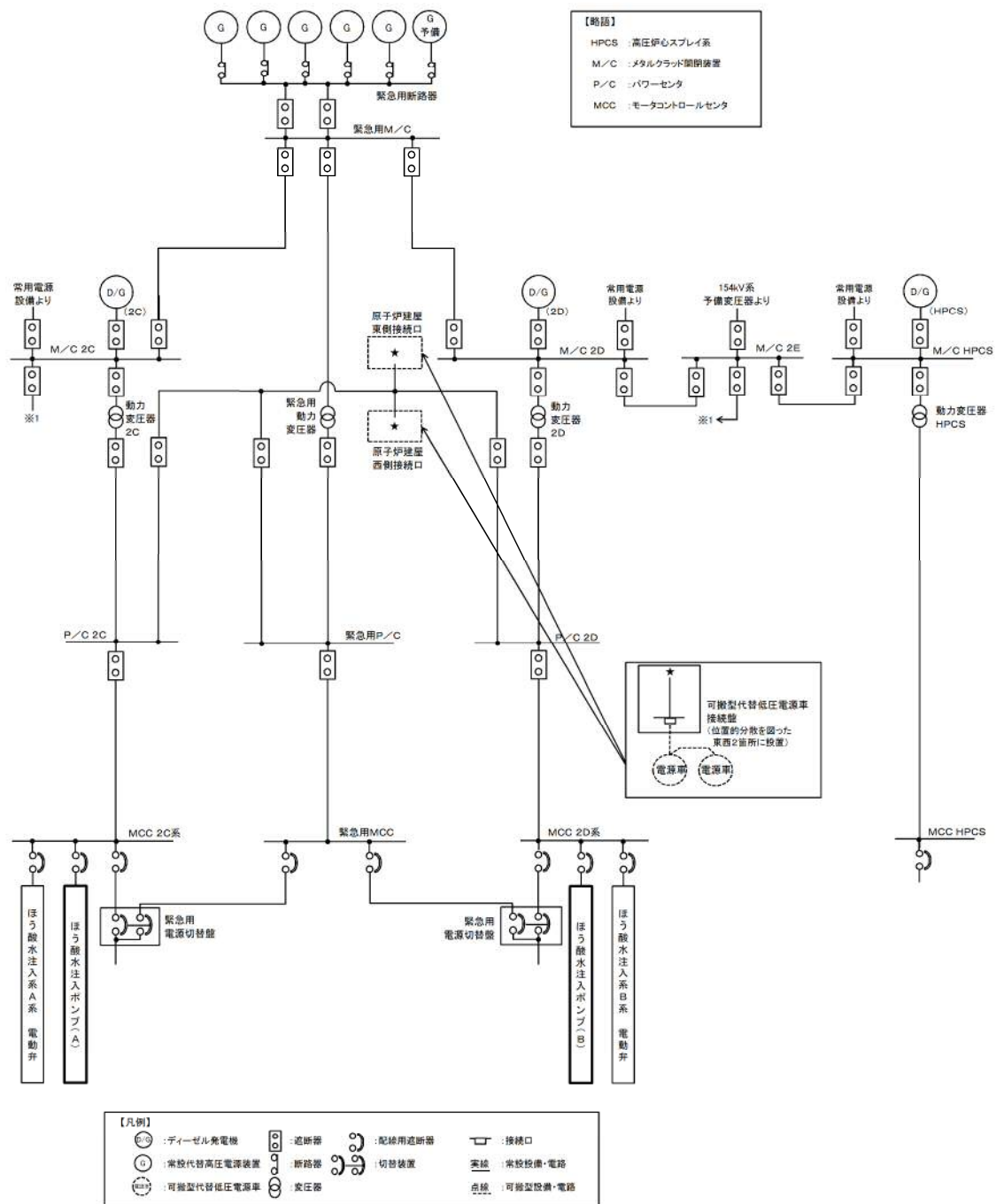
審査基準，基準規則と対処設備との対応表（8／8）

技術的能力審査基準（1.1）	適合方針
<p>（3）PWR a）上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象のおそれがある場合」に、原子炉出力を抑制するため、補助給水系ポンプが自動起動しない場合又はタービンが自動停止しない場合は、手動操作により実施すること。</p>	<p>対象外</p>
<p>b）上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象のおそれがある場合」に、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備による十分な量のほう酸水注入を実施すること。</p>	<p>対象外</p>

※1：自動で作動させる機能及び中央制御室の操作スイッチにより手動で作動させる機能がある。



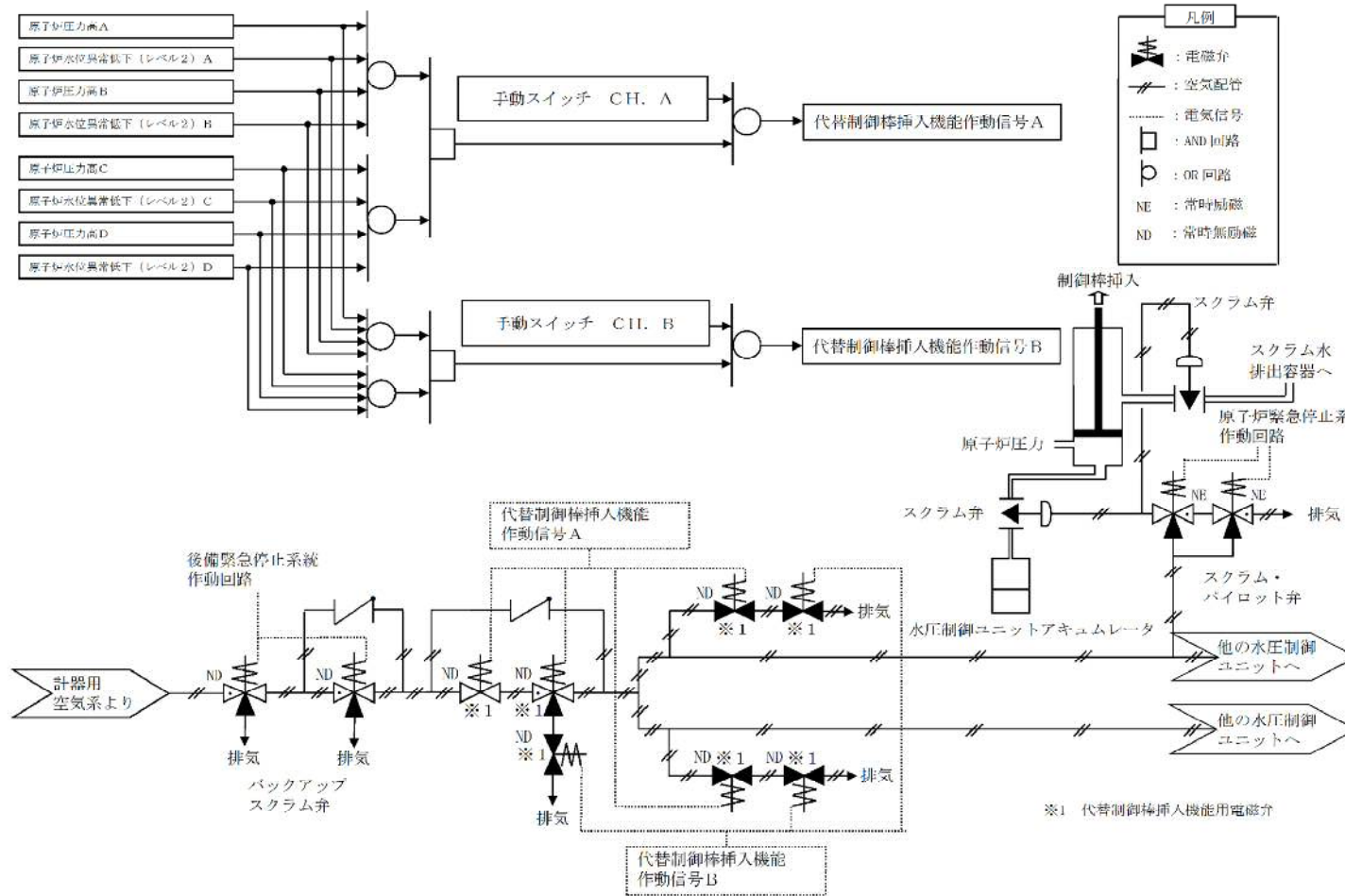
第1図 対応手段として選定した設備の電源構成図 (交流電源)



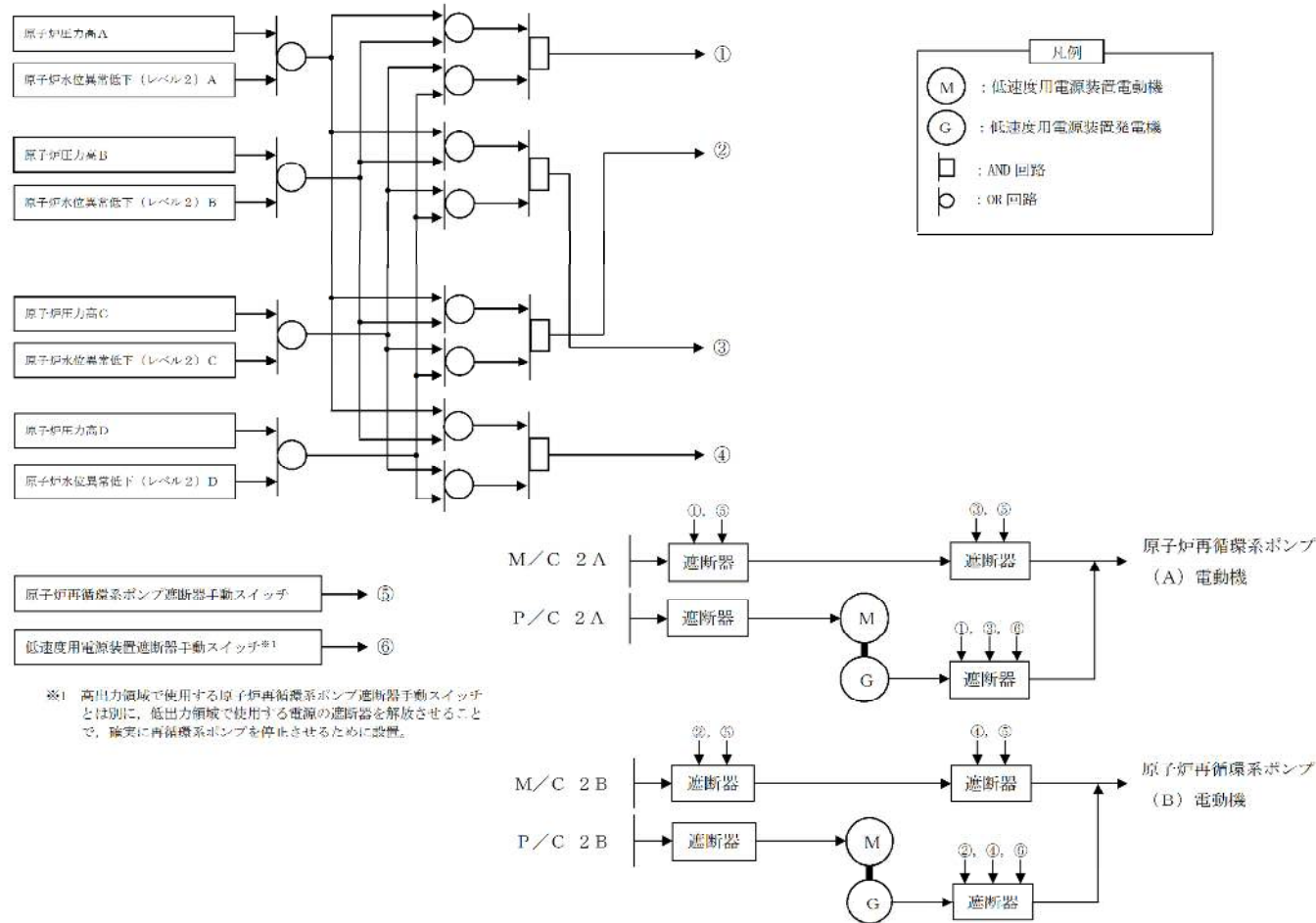
第 2 図 対応手段として選定した設備の電源構成図（交流電源）

原子炉スクラム信号一覧表

--



第1図 ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）説明図



第 1 図 A T W S 緩和設備（代替原子炉再循環系ポンプトリップ機能） 説明図

重大事故対策の成立性

1. 非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）原子炉制御「反応度制御」

(1) スクラム・パイロット弁計器用空気系排気

a. 操作概要

スクラム・パイロット弁計器用空気系排気が必要な状況において、

まで移動するとともに、現場に設置してあるスクラム・パイロット弁計器用空気系配管内の計器用空気を排気することでスクラム弁ダイヤフラムの空気圧を喪失させスクラム弁を開とし、制御棒をスクラム動作させる。

b. 作業場所

c. 必要要員数及び所要時間

制御棒挿入の手段のうち、現場におけるスクラム・パイロット弁計器用空気系排気に必要な要員数、所要時間は以下のとおり。

必要要員数：2名（運転員等（当直運転員）2名）

所要時間目安：73分以内（所要時間目安のうち、現場操作に係る時間は45分以内）

所要時間内訳

【運転員等（当直運転員）】

・移動：40分（移動経路：中央制御室から
（放射線防護具着用を含む）

・排気操作：5分（操作対象1弁：

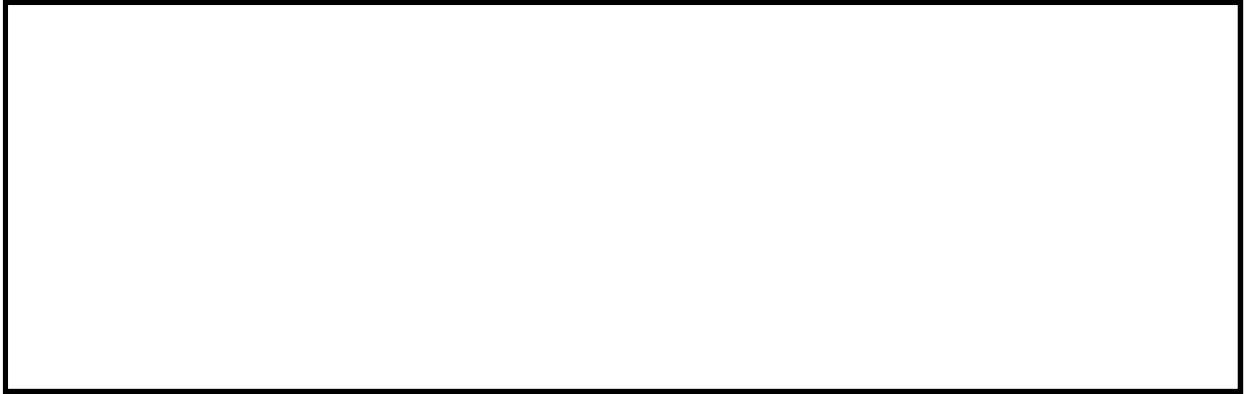
d. 操作の成立性について

作業環境：非常用照明を配備しており，常用照明消灯時における作業性を確保している。また，ヘッドライト又はLEDライトを携行している。操作は汚染の可能性を考慮し放射線防護具（全面マスク，個人線量計，綿手袋，ゴム手袋）を着用又は携行して作業を行う。

移動経路：ヘッドライト又はLEDライトを携行しており近接可能である。また，アクセスルート上に支障となる設備はない。

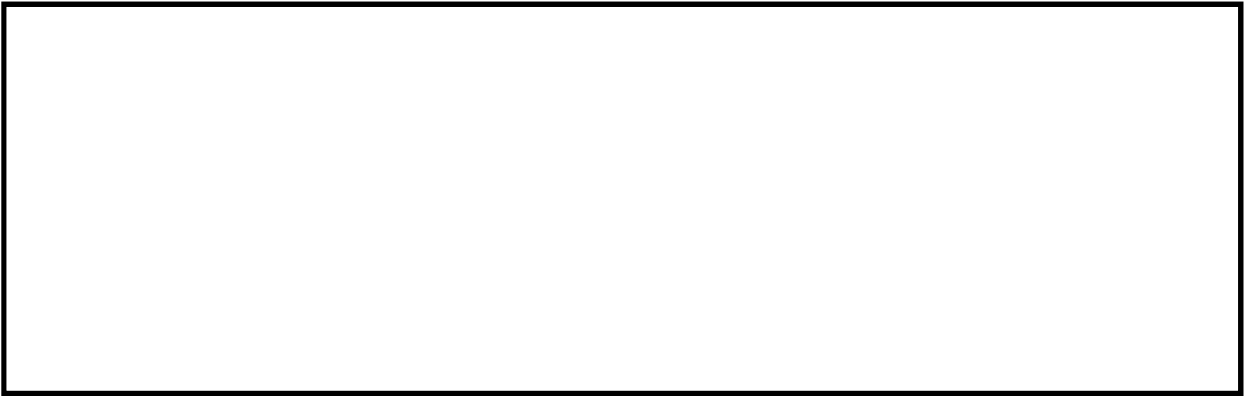
操作性：通常の弁操作であり容易に操作可能である。また，操作対象弁は操作性が確保された場所に設置されており，操作性に支障はない。

連絡手段：携行型有線通話装置，電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS端末），送受話器（ページング）のうち，使用可能な設備により，中央制御室との連絡が可能である。



スクラム用空気元弁

スクラム用空気元弁操作



スクラム・パイロット弁
計器用空気系

計器用空気排気操作

(2) スクラム個別スイッチによる制御棒挿入

a. 操作概要

スクラム個別スイッチによる制御棒挿入が必要な状況において、 まで移動するとともに、現場に設置してあるスクラム個別スイッチを操作することでスクラム・パイロット弁を動作し、制御棒をスクラム動作させる。

b. 作業場所

c. 必要要員数及び所要時間

制御棒挿入の手段のうち、現場におけるスクラム個別スイッチによる制御棒挿入に必要な要員数、所要時間は以下のとおり。

必要要員数：2名（運転員等（当直運転員）2名）

所要時間目安：128分以内（所要時間目安のうち、現場操作に係る時間は95分以内）

所要時間内訳

【運転員等（当直運転員）】

・移動：45分（移動経路：中央制御室から

（放射線防護具着用を含む）

・スクラム個別スイッチ操作：50分（操作対象370個：

d. 操作の成立性について

作業環境：非常用照明を配備しており、常用照明消灯時における作業性を確保している。また、ヘッドライト又はLEDライトを携行している。操作は汚染の可能性を考慮し放射線防護具（全面マスク、個人線量計、綿手袋、ゴム手袋）を着用

又は携行して作業を行う。

移動経路：ヘッドライト又はLEDライトを携行しており近接可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性：通常のスイッチ操作であり容易に操作可能である。また、操作対象スイッチは操作性が確保された場所に設置されており、操作性に支障はない。

連絡手段：携行型有線通話装置、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末）、送受話器（ページング）のうち、使用可能な設備により、中央制御室との連絡が可能である。



スクラム個別スイッチ

スクラム個別スイッチ操作

(3) 制御棒駆動水圧系引抜配管ベント弁による排水

a. 操作概要

制御棒駆動水圧系引抜配管ベント弁による排水が必要な状況において、まで移動するとともに、現場に設置してある制御棒駆動水圧系引抜配管ベント弁を開とすることでピストン上部の冷却材を排水し、制御棒を動作させる。

b. 作業場所

c. 必要要員数及び所要時間

制御棒挿入の手段のうち、現場における制御棒駆動水圧系引抜配管ベント弁による排水に必要な要員数、所要時間は以下のとおり。

必要要員数：2名（運転員等（当直運転員）2名）

所要時間目安：982分以内（所要時間目安のうち、現場操作に係る時間は795分以内）

所要時間内訳

【運転員等（当直運転員）】

・移動：45分（移動経路：中央制御室から
（放射線防護具着用を含む）

・排水操作：750分（操作対象185弁：
（対象作業：ホース準備，ホース接続等を含む）

d. 操作の成立性について

作業環境：非常用照明を配備しており、常用照明消灯時における作業性を確保している。また、ヘッドライト又はLEDライトを携行している。操作は汚染の可能性を考慮し放射線防護具（全面マスク，個人線量計，綿手袋，ゴム手袋）を着用

又は携行して作業を行う。

移動経路：ヘッドライト又はLEDライトを携行しており近接可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

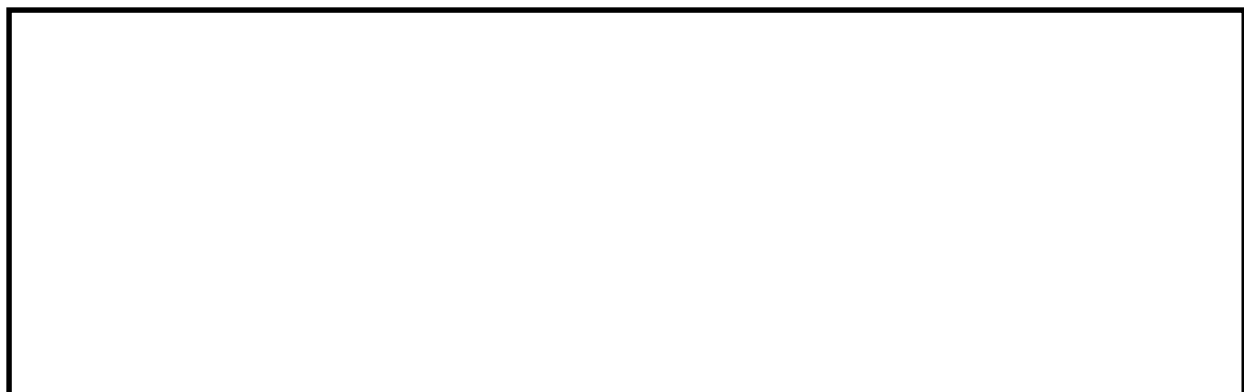
操作性：通常の弁操作であり容易に操作可能である。また、操作対象弁は操作性が確保された場所に設置されており、操作性に支障はない。

連絡手段：携行型有線通話装置、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末）、送受話器（ページング）のうち、使用可能な設備により、中央制御室との連絡が可能である。



ホース接続

ホース接続操作



引抜配管ベント弁

引抜配管ベント弁操作

中性子束振動が発生した場合の対応について

1. 中性子束振動が発生した場合の対応

以下のいずれかの状況が確認された場合に、中性子束振動が発生したと判断し、ほう酸水注入系によりほう酸水の注入を実施する。

- ・複数の平均出力領域計装指示値が2秒～3秒周期で振動し、最大振幅が20%を超えた場合。
- ・複数の局所出力領域計装指示値が2秒～3秒周期で振動し、最大振幅が10%を超えた場合。

2. 中性子束振動の判断基準について

中性子束振動が発生し燃料棒線出力が急激に上昇した場合、沸騰遷移が発生し燃料被覆管温度が上昇する可能性があるが、出力振動の振幅が極端に大きい場合を除き速やかにリウエットすることで適切に冷却されるため燃料被覆管の破損は発生しないと考えられる。一方、通常運転状態においても中性子束は数%振動していることから、中性子束振動の発生を容易に認知できる大きさで、かつ振幅が極端に大きくならない範囲として、平均出力領域計装指示値で20%、局所出力領域計装指示値で10%を判断基準として設定している。

3. 局所出力領域計装による認知の容易性について

局所出力領域計装の指示については、中央制御室内に設置されている運転監視補助装置（プロセス計算機）の画面及び中央制御室内に設置されている補助制御盤のモニタ画面により、確認することができる。そのため、局所出力領域計装により中性子束振動の発生を容易に認知できる。なお、これら局所出力領域計装の指示は、デジタル値*及びバーチャートで表示されるため、中性子束振動が発生していること及びその変動幅を容易に認知できる。

※：燃料棒の線出力密度の熱的制限値（44kW/m）を100%とした相対値

緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等における設定根拠
の考え方について

緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等における設定根拠の考え方について、以下に示す。

1. サプレッション・プール水温度における設定根拠の考え方について

サプレッション・プール水温度における設定根拠の考え方について、第1表に示す。

第1表

操作項目	判断基準	考え方
ほう酸水注入系の起動	サプレッション・プール水温度：49℃	サプレッション・プール水温度が高温待機運転時の制限値49℃を超える場合には原子炉手動スクラムを実施することから、ほう酸水注入系は原子炉スクラム（自動及び手動）のバックアップ機能であることを踏まえ、サプレッション・プール水温度の原子炉手動スクラム実施基準（49℃）近接に設定
原子炉隔離時冷却系の停止	サプレッション・プール水温度：106℃	原子炉隔離時冷却系の高温耐性（116℃）に余裕を考慮して設定

2. 原子炉出力における設定根拠の考え方について

原子炉出力における設定根拠の考え方について、第2表に示す。

第2表

操作項目	判断基準	考え方
原子炉水位低下 操作	発電用原子炉が隔離状態における原子炉出力：3%	原子炉スクラムが正常に作動していないことを判断するため、平均出力領域計装の誤差範囲以上の原子炉出力（3%）に設定
	原子炉出力：55%	タービン・バイパス弁が動作している場合には、定格の約25%の蒸気を主復水器へ放出することができるので原子炉発生蒸気からその分を差し引いたものがサプレッション・プールへ放出される。そのため、タービン・バイパス弁が使用できる場合でも原子炉出力が55%以上となった場合、サプレッション・プールへの放出蒸気は定格の30%以上となる。これに対し、全制御棒挿入失敗時に原子炉压力容器内の水位を原子炉水位異常低下（レベル2）設定点に維持したときの原子炉発生蒸気量は定格の約30%であることから、原子炉压力容器内の水位を低下することが効果的となる原子炉出力（55%）に設定

原子炉手動スクラムにおける設備の位置付けについて

現在、原子炉自動スクラムに失敗した場合、手動スクラム・スイッチ及び原子炉モード・スイッチを使用して、手動で発電用原子炉を停止する手順として、これら手動で発電用原子炉を停止するために使用する設備は、技術的能力審査基準「1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」において、自主対策設備として位置付けている。

以下、これらの設備を自主対策設備として位置付けている理由とその妥当性について整理する。

1. 原子炉手動スクラムに係る設備を自主対策設備とする理由について

運転時の異常な過渡変化時において、発電用原子炉を停止させるための設計基準事故対処設備は、原子炉緊急停止系である。このため、技術的能力審査基準「1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」での機能喪失原因対策分析では、原子炉緊急停止系を故障想定対象として抽出している。

原子炉緊急停止系で原子炉手動スクラムと共用している箇所は、スクラム回路であり、これらの故障を想定した場合、手動による発電用原子炉の緊急停止に失敗するおそれがある。

一方、共用している箇所以外の故障によって原子炉スクラムに失敗した場合には、手動スクラム・スイッチ又は原子炉モード・スイッチの手動操作によって、原子炉停止できることがある。

このため、機能喪失原因対策分析上、必ず期待し得る対策ではないもの

の、故障の状況によっては有効となる対策であることから、自主対策設備として整理している。

2. 原子炉手動スクラムに係る設備を自主対策設備とした場合の基準適合性について

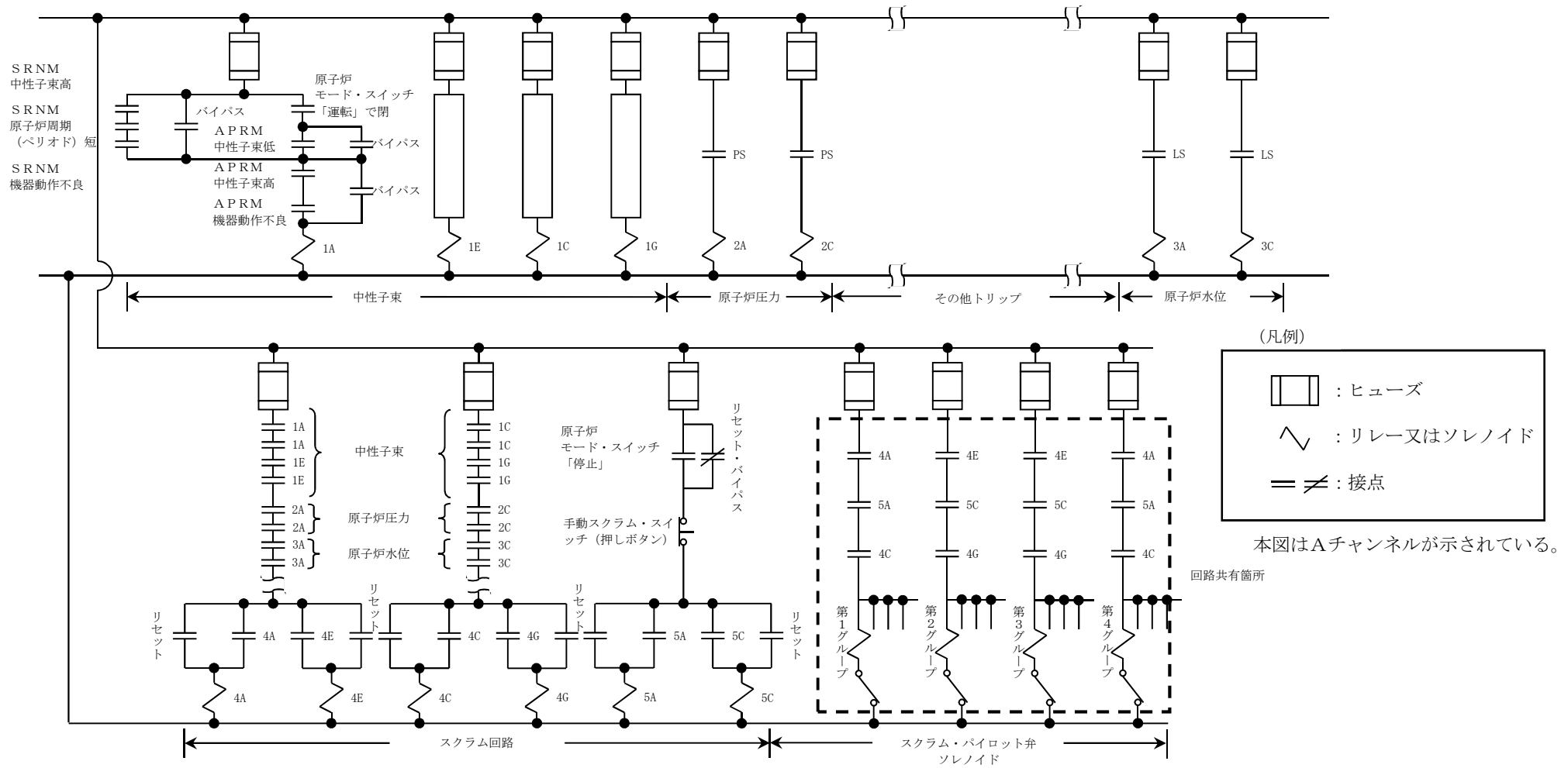
設置許可基準規則（第44条）において重大事故等対処設備に位置付ける設備は、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）の自動信号による発電用原子炉を緊急停止する機能である。

一方、技術的能力審査基準（1.1）では、解釈の第2項(1)a)を満足する手順として、自動で作動するATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）を手動にて操作する手順を整備し、その際に使用する設備を重大事故等対処設備としている。

ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、設計基準事故対処設備に対して、独立性を有し共通要因によって機能喪失することがない設計としているため、基準適合に係る重大事故等対処設備として整理できる。このため、手動スクラム・スイッチ及び原子炉モード・スイッチを自主対策設備としても、基準適合性の観点から問題となることはないと考える。

第1表

設置許可基準規則（第44条）		技術的能力審査基準（1.1）	
【解釈】	対処設備	【解釈】	対処設備
センサー出力から最終的な作動装置の入力までの原子炉スクラム系統から独立した代替反応度制御棒挿入回路（ARI）を整備すること。	ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）	「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象のおそれがある場合」に、手動による原子炉の緊急停止操作を実施すること。	ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）手動スイッチ
			手動スクラム・スイッチ
			原子炉モード・スイッチ「停止」



注：SRNMは起動領域モニタを，APRMは平均出力領域モニタを示す。

第1図 原子炉緊急停止系 概要図

非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース）原子炉制御「反応度制御」における 優先順位の考え方について

A T W S が発生した場合、**発電用**原子炉は臨界状態が継続し、原子炉出力が高い状態で維持され、**発電用**原子炉で発生する熱によって原子炉格納容器内の圧力が上昇することで、炉心損傷より先に原子炉格納容器破損に至るため、**発電用**原子炉を未臨界状態に移行させることで**発電用**原子炉での発生熱量を低下させるとともに、原子炉格納容器からの除熱を行う必要がある。この場合の対応として、**発電用**原子炉を未臨界に移行させるための「ほう酸水注入系の起動操作」、原子炉出力及びサプレッション・プール水温度の上昇を抑制する「原子炉水位低下操作」がある。また、操作時間を要するが**発電用**原子炉を未臨界にすることが可能である「制御棒の挿入操作」がある。以下に各々の操作における優先順位の考え方について示す。

1. ほう酸水注入系の起動操作における優先順位の考え方

制御棒に代わり、**発電用原子炉の未臨界**を維持するための手段として、ほう酸水注入系によるほう酸水注入手段がある。ほう酸水による**発電用原子炉の未臨界移行**には時間を要するため、速やかに実施する必要がある。

2. 原子炉水位低下操作における対応手段の考え方

ほう酸水注入による**発電用原子炉の未臨界移行**までの間の、原子炉格納容器への熱負荷を低減させるために、注水量抑制によって、原子炉水位低下措置を講じる。

- (1) 原子炉隔離時冷却系ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ポンプが自動起動していない場合

給水系（タービン駆動給水ポンプ及び電動駆動給水ポンプ）は注水量が多いため、給水系（タービン駆動給水ポンプ及び電動駆動給水ポンプ）が作動している場合は、原子炉圧力容器内の水位が高めに維持され、原子炉出力が増加するため、原子炉圧力容器への注水量を減少させる。なお、タービン駆動給水ポンプは原子炉発生蒸気を使用することから、原子炉水位低下操作により原子炉出力が低下した場合は、電動駆動給水ポンプに切り替え、原子炉水位低下操作を継続する。

(2) 原子炉隔離時冷却系ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ポンプが自動起動した場合

原子炉水位異常低下（レベル2）設定点に到達すると高圧炉心スプレイ系ポンプ及び原子炉隔離時冷却系ポンプが自動起動し、これらのポンプにより原子炉注水が開始される。給水系（タービン駆動給水ポンプ及び電動駆動給水ポンプ）が作動している場合は、(1)の状況よりも原子炉圧力容器への注水量が多く、より原子炉出力が増加するため、給水系（タービン駆動給水ポンプ及び電動駆動給水ポンプ）を待機状態にする。

部分制御棒挿入失敗時、又はほう酸水が注入されて原子炉発生蒸気量を高圧炉心スプレイ系ポンプ及び原子炉隔離時冷却系ポンプの注水量が上回った場合は、給水系（タービン駆動給水ポンプ及び電動駆動給水ポンプ）を待機状態にする。

3. 制御棒の挿入操作

制御棒の挿入操作は、スクラム弁の開・閉状態により、その後の操作が選択されることから、最初に実施すべきことは、スクラム弁の状態を確認することである。以下にスクラム弁の状態による制御棒の挿入操作の優先順位の考え方を示す。

(1) スクラム弁が閉の場合

スクラム弁が閉の場合は、スクラム弁を開とする手段及び中央制御室から容易に操作が可能な手段を優先する。そのため、主制御盤から容易にスクラム弁を開とすることが可能なA T W S緩和設備（代替制御棒挿入機能）及び補助制御盤にてスクラム弁を電氣的に開放するスクラム・パイロット弁継電器用ヒューズの引抜き操作を実施する。

(2) スクラム弁が開の場合

スクラム弁が開の場合は、原子炉スクラムをリセットし、制御棒を挿入するための方法を試みる準備を実施する。原子炉スクラムのリセットが成功した場合は、原子炉スクラムが可能な手段及び中央制御室から容易に操作が可能な手段を優先することから、手動スクラム・スイッチによる原子炉手動スクラムを実施する。また、制御棒の挿入が確認されない場合は、原子炉スクラムをリセットし、スクラム個別スイッチの操作を実施する。

スクラム個別スイッチの操作により制御棒が挿入できない場合は、原子炉圧力容器内の圧力と御棒駆動水圧系駆動水圧力の差圧を確保し、制御棒の挿入を実施する。

手順のリンク先について

緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。

1. 1.1.2.2 その他の手順項目について考慮する手順

・ 残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）によるサブプレッション・プール水の除熱手順

<リンク先> 1.6.2.1(2) 残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）によるサブプレッション・プール水の除熱

・ ほう酸水注入ポンプ，電動弁及び監視計器への電源供給手順

<リンク先> 1.14.2.1(1) 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電

・ 非常用交流電源設備への燃料給油手順

<リンク先> 1.14.2.5(1) c. 軽油貯蔵タンクから 2C・2D 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油

・ 操作の判断，確認に係る計装設備に関する手順

<リンク先> 1.15.2.1 監視機能喪失時の手順

1.15.2.2 計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順

技術的能力における設備名称の括弧書きの記載方針について

1. 概要

技術的能力において、設備名称に括弧書きを加えて記載しているため、記載方針について整理した。

文章の説明上、設備の名称に説明を追記した方がわかり易い場合は、下表の分類 A～D のような情報を括弧書きで追記する。

2. 記載方針

設備名の記載の考え方を以下に示す。

分類	考え方
A	括弧書きを含めた設備の名称又は設備の呼称を記載する。
B	系統構成で使用するものは括弧書きで記載する。
C	同じ設備の名称で複数の手段がある場合は括弧書きでその手段を記載する。
D	操作場所、付帯設備等の補足事項を記載する必要がある場合は括弧に記載する。

技術的能力において、括弧書きで記載している設備及び分類を以下に示す。

1.1

分類	括弧書きで記載している設備
A	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）
A	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）手動スイッチ
A	A T W S 緩和設備（代替原子炉再循環系ポンプトリップ機能）

1.2

分類	括弧書きで記載している設備
C	逃がし安全弁（安全弁機能）
A	原子炉水位（広帯域）
A	原子炉水位（燃料域）
A	原子炉水位（S A 広帯域）
A	原子炉水位（S A 燃料域）
A	原子炉圧力（S A）

1.3

分類	括弧書きで記載している設備
C	逃がし安全弁（自動減圧機能）
C	逃がし安全弁（逃がし弁機能）
A	可搬型窒素供給装置（小型）

1.4

分類	括弧書きで記載している設備
C	可搬型代替注水中型ポンプ（低圧代替注水系（可搬型）として使用）
C	可搬型代替注水大型ポンプ（低圧代替注水系（可搬型）として使用）
C	可搬型代替注水大型ポンプ（代替残留熱除去系海水系として使用）
B	残留熱除去系ポンプ（海水冷却）
B	低圧炉心スプレイ系ポンプ（海水冷却）

1.5

分類	括弧書きで記載している設備
A	第一弁（S/C側）
A	第一弁（D/W側）
A	第一弁（S/C側）バイパス弁
A	第一弁（D/W側）バイパス弁
C	残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）ポンプ
C	残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）ポンプ
C	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）ポンプ
C	可搬型代替注水大型ポンプ（代替残留熱除去系海水系として使用）

1.6

分類	括弧書きで記載している設備
C	可搬型代替注水大型ポンプ（代替残留熱除去系海水系として使用）
C	可搬型代替注水中型ポンプ（代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）として使用）
C	可搬型代替注水大型ポンプ（代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）として使用）
B	残留熱除去系ポンプ（海水冷却）

1.7

分類	括弧書きで記載している設備
C	可搬型代替注水大型ポンプ（代替残留熱除去系海水系として使用）
A	第一弁（S/C側）
A	第一弁（D/W側）
A	第二弁操作室空気ポンプユニット（空気ポンプ）
A	第一弁（S/C側）パイパス弁
A	第一弁（D/W側）パイパス弁

1.8

分類	括弧書きで記載している設備
C	可搬型代替注水中型ポンプ（格納容器下部注水系（可搬型）として使用）
C	可搬型代替注水大型ポンプ（格納容器下部注水系（可搬型）として使用）
C	可搬型代替注水中型ポンプ（低圧代替注水系（可搬型）として使用）
C	可搬型代替注水大型ポンプ（低圧代替注水系（可搬型）として使用）
C	可搬型代替注水大型ポンプ（代替残留熱除去系海水系として使用）

1.9

分類	括弧書きで記載している設備
A	格納容器内水素濃度（SA）
A	格納容器内酸素濃度（SA）
C	可搬型代替注水大型ポンプ（代替残留熱除去系海水系として使用）
A	フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）

1.11

分類	括弧書きで記載している設備
C	可搬型代替注水中型ポンプ（代替燃料プール注水系（注水ライン）として使用）
C	可搬型代替注水大型ポンプ（代替燃料プール注水系（注水ライン）として使用）
C	可搬型代替注水大型ポンプ（代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）として使用）
C	可搬型代替注水大型ポンプ（代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）として使用）
A, C	可搬型代替注水大型ポンプ（放水用）（大気への拡散抑制として使用）
A	使用済燃料プール水位・温度（S A 広域）
A	使用済燃料プール温度（S A）
A	使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）
D	使用済燃料プール監視カメラ（使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む）
C	可搬型代替注水大型ポンプ（代替燃料プール冷却系として使用）

1.12

分類	括弧書きで記載している設備
A	可搬型代替注水大型ポンプ（放水用）
D	泡消火薬剤容器（消防車用）
D	消火栓（原水タンク）
D	泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）

1.13

分類	括弧書きで記載している設備
C	逃がし安全弁（安全弁機能）
B	残留熱除去系ポンプ（海水冷却）
B	低圧炉心スプレイ系ポンプ（海水冷却）
C	可搬型代替注水大型ポンプ（代替残留熱除去系海水系として使用）
C	残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）ポンプ
C	残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）ポンプ
C	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）ポンプ
A	可搬型代替注水大型ポンプ（放水用）
D	泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）
C	可搬型代替注水大型ポンプ（代替2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は代替高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系として使用）
C	可搬型代替注水大型ポンプ（代替燃料プール冷却系として使用）

1.15

分類	括弧書きで記載している設備
D	安全パラメータ表示システム（SPDS） （データ伝送装置，緊急時対策支援システム伝送装置，SPDSデータ表示装置）

1.16

分類	括弧書きで記載している設備
A	可搬型照明（SA）
D	データ表示装置（待避室）
D	中央制御室待避室 空気ポンプユニット（空気ポンプ）
A, D	衛星電話設備（可搬型）（待避室）
C	防護具（全面マスク）
D	衛星電話設備（屋外アンテナ）

1.17

分類	括弧書きで記載している設備
D	可搬型放射能測定装置 (可搬型ダスト・よう素サンプラ, Na I シンチレーションサーベイ・メータ, β線サーベイ・メータ 及びZnSシンチレーションサーベイ・メータ)

1.18

分類	括弧書きで記載している設備
A	安全パラメータ表示システム (SPDS)
A	衛星電話設備 (固定型)
A	衛星電話設備 (携帯型)
A	無線連絡設備 (携帯型)
D	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX)
D	衛星電話設備 (屋外アンテナ)
A	無線連絡設備 (固定型)
A	送受信器 (ページング)
D	電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS 端末及びFAX)
D	テレビ会議システム (社内)
D	加入電話設備 (加入電話及び加入FAX)
A, D	専用電話設備 (専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向))
D	放射線管理用資機材 (線量計及びマスク等)

1.19

分類	括弧書きで記載している設備
A	衛星電話設備（固定型）
A	衛星電話設備（携帯型）
A	無線連絡設備（固定型）
A	無線連絡設備（携帯型）
A	送受信器（ページング）
D	電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX）
A	安全パラメータ表示システム（SPDS）
D	衛星電話設備（屋外アンテナ）
D	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP 電話及びIP-FAX）
D	加入電話設備（加入電話及び加入FAX）
D	テレビ会議システム（社内）
A, D	専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））